

令和7年度

臨時総代会資料



と き 令和7年10月25日(土) 午前10時

ところ JAみい本店 3階会議室



みい農業協同組合

臨時総代会に出席される際は必ずこの資料をご持参ください

目 次

ごあいさつ

臨時総代会提出議案 1

第1号議案 合併及び合併予備契約書の承認について 3

第2号議案 合併経営計画書の承認について 15

第3号議案 合併に伴う定款・規約・諸規程等の廃止について 1

◆報告事項

(1) 合併に伴う存続組合となる久留米市農業協同組合の定款、諸規程
の一部変更について 47

総代会次第

- 一、開会のことば
- 二、JA綱領唱和
- 三、組合長あいさつ
- 四、議長選任
- 五、書記指名
- 六、議事
- 七、閉会のことば

【JA綱領】

～わたしたちJAのめざすもの～

わたしたちJAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

JAみい経営理念

JAみいは、協同という「絆」のもと、人と人との結びつきを深め、豊かな社会づくりに貢献するとともに、魅力ある農業の実践と地域密着活動を展開します。

出席総代数

600人

ごあいさつ



本日ここに臨時総代会を開催するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

平素より、組合員の皆様には本組合の各事業に対し格別のご理解とご協力を賜っておりますことを衷心より厚くお礼申し上げます。

さて、近年の農業を取り巻く環境は、かつてないほどの変化と試練に直面しております。米をはじめとする農産物の価格変動、肥料や資材価格の高騰、そして記録的な高温が続く気候の影響は、営農活動に大きな影響を及ぼしております。

そのような中、久留米北地区3JA（JA にじ、JA みい、JA くるめ）において、お互いが共有する様々な農業・JA に関する課題を解決することを目的に、令和4年12月以降に「経営・生産基盤強化連携会議」、令和6年4月以降に「農業・JA 経営戦略研究会」を発足し、約2年間にわたり「JA 間連携（共同化）」と「戦略的合併」について研究を行い、令和6年11月より「戦略的合併」について研究、検討の結果、令和7年10月10日に「合併予備契約の調印式」を終えることができました。

その間、令和7年6月の通常総代会では合併の必要性を含めた「久留米北地区3JA 合併に向けて（合併基本構想）」を説明申し上げ、令和7年10月の組合員説明会で「合併経営計画」等を説明し、組合員の皆様のご意見を賜りながら本日の臨時総代会を迎えました。

今日の農業・JA を取り巻く環境は、急激なスピードで変化しており、物価や雇用人件費・燃料費等の上昇等、農業者の所得に大きな影響を及ぼし、農業経営は危機的な状況となっています。

こうしたなか、久留米北地区3JA の合併は、これまで以上に広域で経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を結集し、事業戦略に応じた職員の再配置によるサービスの強化や継続、盤石な JA 経営基盤の確立による組合員利用施設の計画的な投資・改修等により、組合員・利用者の営農と生活を支え、地域の信頼に応えて行きます。

組合員・利用者の皆様が「合併して良かった」と思って頂ける新 JA づくりを役職員一体となって全力で行いますので、皆様の今まで以上のご理解、ご協力をお願いいたします。

令和7年10月25日

みい農業協同組合

代表理事組合長 平 田 浩 則

臨時総代会提出議案

	提 出 議 案
第 1 号議案	合併及び合併予備契約書の承認について 当組合が、にじ農業協同組合並びに久留米市農業協同組合と合併すること及び合併予備契約書について承認願いたい。 合併予備契約書は、後掲 3 ページ～ 14 ページのとおり。 ただし、行政庁の指示による、字句その他の事項についての修正加除は、直近の理事会に報告し、かつ、次回の総代会に報告する。
第 2 号議案	合併経営計画書の承認について 後掲 15 ページ～ 46 ページのとおり ただし、行政庁の指示による、字句その他の事項についての修正加除は、直近の理事会に報告し、かつ、次回の総代会に報告する。
第 3 号議案	合併に伴う定款・規約・諸規程の廃止について にじ農業協同組合、みい農業協同組合、久留米市農業協同組合の合併に伴い、解散となるみい農業協同組合の定款等を令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止することについて承認願いたい。 廃止する定款・規約・諸規程は次のとおりである。 ・ 定款 ・ 定款附属書役員選任規程 ・ 定款附属書総代選挙規程 ・ 規約 ・ 組合員規程 ・ 信用事業規程 ・ 共済規程 ・ 農業経営受託規程 ・ 宅地等供給事業実施規程 ・ 保管事業規程 ・ 農事組合規程
報 告 事 項	(1) 合併に伴う存続組合となる久留米市農業協同組合の定款、諸規程の一部変更について 後掲 47 ～ 57 ページのとおり

総代会に対する理事の議案提出書

この組合の定款により前記議案を臨時総代会に提出します。

令和7年10月25日

みい農業協同組合

代表理事組合長	平 田 浩 則	理	事	重 松 善 成
代表理事専務	松 熊 浩 治	〃		野 忠 雄
常 務 理 事	樋 口 光 秋	〃		山 下 和 幸
常 務 理 事	野 瀬 忠 治	〃		赤 川 敏 彦
理	手 嶋 忠 広	〃		佐 田 壽 男
〃	池 田 清 茂	〃		久保山 康 幸
〃	古 賀 純 弘	〃		安 丸 富士男
〃	古 賀 義 輝	〃		秋 山 峰 子
〃	能 塚 智 芳	〃		中 村 洋 子
〃	天 本 正 幸	〃		山 川 美代子

謄 本

第1号議案

合 併 予 備 契 約 書

にじ農業協同組合
みい農業協同組合
久留米市農業協同組合

合併予備契約書

久留米市農業協同組合（以下「甲」という。）及びにじ農業協同組合（以下「乙」という。）及びみい農業協同組合（以下「丙」という。）は、合併に関し、次のとおり契約を締結する。

（合併の形式）

第1条 甲、乙、丙は、対等の立場で合併（存続・解散合併）する。なお、甲を存続組合として定款を変更し、乙、丙の財産及び権利義務を包括的に承継するものとする。

（存続組合の名称、地区等）

第2条 甲の名称、地区及び主たる事務所の所在地は次のとおりとする。

（1）名称

「福岡久留米農業協同組合」とする。

（2）地区

久留米市（三潴町、城島町を除く）、小郡市、うきは市、大刀洗町の区域とする。

（3）主たる事務所の所在地

主たる事務所は、久留米市篠原町に置く。

（出資一口金額及び最高口数、出資の割当）

第3条 甲の出資1口金額は1,000円とし、出資の最高限度は5,000口（500万円）とする。

2 甲は、合併期日現在の乙、丙の組合員が有する出資持分1口（出資1口金額1,000円）に対して、甲の出資1口を割り当てるものとする。

（合併期日）

第4条 合併期日は、令和8（西暦2026）年4月1日とする。ただし、同日までに合併手続を完了することが困難となった場合、甲、乙、丙協議のうえこれを延期することができる。

（組合財産の引き継ぎ）

第5条 乙、丙は、合併期日の前日現在の貸借対照表を基礎とし、合併期日において、その資産、負債その他一切の権利義務を甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

（引き継ぎ財産の役員の責任と時効）

第6条 甲が引き継いだ資産、負債にかくれた瑕疵があったため損害を受けたときは、その責任を生じさせた組合の役員は、連帯してその損失を補てんする。

2 前項の損失補てんの責任は、合併の日から2年を経過したときは消滅する。ただし、故意又は重大な過失によるものについては、この限りではない。

(組合財産の善管注意義務)

第7条 乙、丙は、本契約締結後合併期日に至るまで善良なる管理者の注意をもってその業務を執行し、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲と協議のうえこれを行わなければならない。

(増加すべき利益準備金等)

第8条 甲が乙、丙から承継する純財産の帳簿価額から、第3条に基づき乙、丙の組合員に割り当てた出資の総額を控除した額（以下本条において「合併差益」という。）のうち、合併期日の前日に係る確定決算後の乙、丙の利益準備金、任意積立金及び繰越剰余金は、それぞれ同額を甲の利益準備金、任意積立金及び繰越剰余金に加減算する。

(乙、丙の合併最終事業年度に係る配当等)

第9条 乙、丙の最終事業年度に剰余金が生じた場合には、前年度の配当率の範囲内で、甲と協議のうえ配当代わり金として乙、丙の組合員に対して支払うことができる。

(定款の基本事項)

第10条 甲の定款変更の基本となるべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
- (2) 甲は、乙、丙の行う事業の全部を承継する。
- (3) 乙、丙の現在の事務所は、甲の従たる事務所とする。
- (4) 甲は、理事31人、監事5人を置く。

ただし、令和8年4月1日から令和9年6月（通常総代会終了の時まで）の期間は、理事56人、監事14人を置くこととする。なお、この定款変更により合併後新たに選任される役員の任期は、甲の現役員の残任期間とする。

また、令和9年6月（通常総代会終了の時から）から令和12年6月（通常総代会終了の時まで）の期間は、理事33人、監事5人を置くこととする。

- (5) 甲は、総代535人を置くこととする。
- (6) 甲の正組合員資格は、以下のとおりとする。

【正組合員】

- ① 農業を営む個人であって、その住所又はその経営に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの
- ② 1年のうち60日以上農業に従事する個人であって、その住所又はその従事する農業に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの
- ③ 農業を営む法人（その常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が3億円を超える法人を除く。）であって、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの

- 2 前項（4）の理事及び監事の配分は、別紙1のとおりとする。
- 3 前項（4）の理事及び監事の役員定年は、別紙2のとおりとする。
- 4 前項（4）の理事及び監事の常勤役員体制は、別紙3のとおりとする。
- 5 前項（5）の総代の配分は、別紙4のとおりとする。

(合併に伴う退任役員に対する退職慰労金)

第11条 合併に伴い退任する理事、監事に対する退職慰労金は、乙、丙の役員退職慰労金引当規程に基づき乙、丙が最終事業年度に支給する。各退任役員の配分については、乙、丙の理事会（監事については監事の協議）に一任するものとする。

(職員の引き継ぎ)

第12条 合併期日現在の乙、丙の職員は、全員を甲に引き継ぐものとし、その勤続年数については、乙、丙における在職年数を通算する。

(合併承認総代会)

第13条 甲、乙、丙は、令和7（西暦2025）年10月25日に臨時総代会をそれぞれ開催し、本契約書の承認及び合併経営計画書並びに合併に必要な決議を行うものとする。ただし、合併手続の進行に応じて必要があるときは、甲、乙、丙協議のうえこれを変更することができる。

(合併条件の変更、合併契約の解除)

第14条 本契約の締結の日から合併期日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲、乙、丙の資産もしくは経営状態に重要な変動を生じたときは、甲、乙、丙協議のうえ合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約以外の事項)

第15条 本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に反しない限りにおいて、甲、乙、丙協議のうえこれを決定し、執行することができることとする。

(合併契約の効力)

第16条 本契約は、第13条の定めるところにより、甲、乙、丙の総代会の承認を得たときに、その効力を生じるものとする。

(別 紙1)

合併予備契約書第10条第1項第4号の理事定数及び監事定数の配分については、以下のとおりとする。

【理事定数】令和8年4月～令和9年6月

	地区選出	女 性	青 年	学識経験	小 計
JA にじ	12 名	3 名	1 名	3 名	19 名
JA みい	14 名	3 名	0 名	3 名	20 名
JA くるめ	12 名	2 名	0 名	3 名	17 名
合 計	38 名	8 名	1 名	9 名	56 名

【理事定数】令和9年6月～令和12年6月

	地区選出	女 性	青 年	学識経験	小 計
JA にじ	6 名	2 名	1 名	2 名	33 名
JA みい	6 名	2 名	1 名	2 名	
JA くるめ	6 名	2 名	1 名	2 名	
合 計	18 名	6 名	3 名	6 名	

【理事定数】令和12年6月以降

	地区選出	女 性	青 年	学識経験	小 計
JA にじ	6 名	2 名	1 名	4 名	31 名
JA みい	6 名	2 名	1 名		
JA くるめ	6 名	2 名	1 名		
合 計	18 名	6 名	3 名	4 名	

【監事定数】令和8年4月～令和9年6月

	地区選出	員 外	学識経験	小 計
JA にじ	3 名	1 名	1 名	5 名
JA みい	3 名	1 名	1 名	5 名
JA くるめ	2 名	1 名	1 名	4 名
合 計	8 名	3 名	3 名	14 名

【監事定数】令和9年6月以降

	地区選出	員 外	学識経験	小 計
JA にじ	1 名	1 名	1 名	5 名
JA みい	1 名			
JA くるめ	1 名			
合 計	3 名	1 名	1 名	

(別 紙2)

合併予備契約書第10条第1項第4号の新組合の理事及び監事の定年（いわゆる役員定年制）については、業務執行の硬直化を防ぎ、理事・監事の業務執行を活性化し、また、有能な後継者の育成を図るために次のとおりとする。

対象役員	令和8年4月～	令和9年6月以降
組合長、副組合長	年齢・任期制限しない	73歳未満
非常勤役員 (女性含む)	年齢・任期制限しない	年齢・任期制限しない
非常勤役員 (青年)	年齢・任期制限しない	50歳未満
学識経験役員 (専務、常務、常勤監事)	年齢・任期制限しない	65歳未満・2(3)期

※ 上記年齢は、選任総代会の日の属する年度の4月1日現在とする。

※ 任期については合併前の任期を通算する。任期の()書きについては、例外措置として「組合長が特に認めた場合とする」。

(別 紙3)

合併予備契約書第10条第1項第4号の新組合の理事及び監事の常勤役員体制については、合併メリットである常勤役員定数の削減によるコスト低減を目指す、合併後のJA運営、組合員組織・行政対応も考慮し経過的措置を次のとおりとする。

役職名	令和8年4月～	令和9年6月改選期～	令和12年6月以降
代表理事組合長	1 名	1 名	1 名
代表理事副組合長	2 名	2 名	0 名
専務理事	3 名	3 名	1 名
常務理事	6 名	3 名	3 名
常勤監事	3 名	1 名	1 名
合 計	15 名	10 名	6 名

※ 専務理事の代表権の付与については、令和12年6月以降とする。

(別 紙 4)

合併予備契約書第10条第1項第5号の新組合の総代定数の配分については、以下のとおりとする。

	総代定数	うち女性
JA にじ	207 名	うち 32 名以上
JA みい	154 名	うち 24 名以上
JA くるめ	174 名	うち 27 名以上
合 計	535 名	うち 83 名以上

本契約の成立を証するため、契約書7通を作成し、甲、乙、丙の代表者及び立会人が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有するものとする。

令和7年10月10日

(甲) 久留米市農業協同組合
代表理事組合長 八 尋 義 文

(乙) にじ農業協同組合
代表理事組合長 右 田 英 訓

(丙) みい農業協同組合
代表理事組合長 平 田 浩 則

(立会人) 久留米市長 原 口 新 五

(立会人) 小郡市長 加 地 良 光

(立会人) うきは市長 権 藤 英 樹

(立会人) 大刀洗町長 中 山 哲 志

謄 本

合併予備契約書 覚書

にじ農業協同組合
みい農業協同組合
久留米市農業協同組合

合併予備契約書 覚書

1. 合併予備契約書第2条について次のとおり覚書を締結する。

合併時には、旧 JA 地区の特性、組合員や各行政との繋がりを保持した運営を行うため、3 地区に総務、金融共済の一部機能を持つ地区本部（にじ地区本部、みい地区本部、くるめ地区本部）を置く地区本部制をとることとする。

ただし、地区本部制は暫定的な措置であり、合併後4年を目途に現行 JA の運営方式である事業本部制に移行することとする。

地区本部名	所在地	機能等
にじ地区本部	現 JA にじ本店	地区組合員・利用者対応窓口、地区組合員管理、地区本部運営委員会（仮）対応、地域行政対応、年金友の会、事故対応 等
みい地区本部	現 JA みい本店	
くるめ地区本部	現 JA くるめ本店	

2. 合併予備契約書第8条について次のとおり覚書を締結する。

合併時に各 JA から持ち込む任意積立金のうち、組合員利用施設の取得・改修に対応する目的積立金については3地区毎に設定し、原則として、使用用途は当該地区の施設に関するもののみとする。

ただし、3地区毎に設定する当該目的積立金については、合併前に取得が計画されていた1億円以上の固定資産（令和10年までに取得等が予定）に関するものとする。合併後は、地区に関わらず JA 全体を対象に当該目的積立金を設定することとする。

積立金名称	持込金額
施設整備改善積立金（JA にじ）	1,100,000,000 円
施設整備積立金（JA みい）	796,000,000 円
施設整備積立金（JA くるめ） 園芸施設・機械装置等整備積立金（JA くるめ） 施設管理対策積立金（JA くるめ）	660,000,000 円

3. 合併予備契約書第8条について次のとおり覚書を締結する。

合併時に各JAから持ち込む任意積立金のうち、JAが特別に指定する一部の生産資材銘柄の予約注文について限界価格で組合員に供給する場合や、生産資材コスト高騰時に特別価格で供給する場合に対応する基金として目的積立金を設定し、使用用途は当該目的に関するもののみとする。

ただし、合併後は、地区に関わらずJA全体を対象に当該目的積立金を設定することとする。

積立金名称	JA名	持込金額	積立目標額
生産振興・生産資材支援基金 (仮称)	JA に じ	50,000,000 円	150,000,000 円
	JA み い	50,000,000 円	
	JA くるめ	50,000,000 円	

4. 合併予備契約書第10条について次のとおり覚書を締結する。

現行の園芸流通センター（各地区1ヵ所、計3ヵ所）のうち、にじ地区園芸流通センター、くるめ地区園芸流通センターの2ヵ所については、施設の老朽化や業務の効率化等に課題を抱えており、合併後に施設の改修等が必要となるため、改修等の規模・時期等について、合併前に協議・検討し、3JAで合意するものとする。

また、当該施設の利用料については、当該施設の建設費や維持管理費を基礎に算定し、施設利用の対価として当該施設の利用者から徴収することを基本とする。

5. 合併予備契約書第10条について次のとおり覚書を締結する。

カントリーエレベーター・ライスセンターの運営方式について、JAにじは「JA直営方式」、JAみい・JAくるめは「利用組合方式」であり、全ての施設所有者はJAであるものの、施設の設置経過や運営管理方法、利用者等が異なっており、合併時に運営方式等の統一は行わないものとする。

ただし、施設の利用料については、当該施設の建設費、人件費、減価償却費等の事業管理費のほか、共通管理部費配分負担を算定し、施設利用の対価として当該施設の利用者から徴収することを基本とする。

JA名	運営方式	名 称 等
JA に じ	JA直営方式	3ヵ所：田主丸CE、吉井CE、浮羽RC
JA み い	利用組合方式	4ヵ所：吹上CE、八坂CE、北野CE、大刀洗CE
JA くるめ	利用組合方式	4ヵ所：宮ノ陣地区CE、西南地区CE、安武地区CE、東部地区CE

本覚書の成立を証するため、覚書3通を作成し、甲、乙、丙の代表者が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有するものとする。

令和7年10月10日

(甲) 久留米市農業協同組合

代表理事組合長

八 尋 義 文

(乙) にじ農業協同組合

代表理事組合長

右 田 英 訓

(丙) みい農業協同組合

代表理事組合長

平 田 浩 則

合 併 経 営 計 画 書

にじ農業協同組合
みい農業協同組合
久留米市農業協同組合

合併経営計画書目次

第1 合併の基本方針に関する事項

1. 合併の必要性
2. 地区の概況
3. 合併するJAの組合員数および役職員数
4. 合併の日程(合併協議の経過)

第2 新JAの基本方針に関する事項

1. ビジョン
2. 各事業の運営方針(基本方針)と実施方策(事業戦略)
3. 組織機構及び業務分担
4. 関係機関・団体との連携

第3 合併契約の基本となるべき事項

第4 支店、事業所、施設に関する事項

1. 支店、事業所、施設の種類
2. 支店、事業所の統合予定
3. 施設整備の予定
4. 施設利用料の統一予定

第5 合併後のJAと組合員との間における利用および協力の強化方策

1. 組合員の意思を事業経営に反映する方法
2. 事業経営方針の組合員への徹底方法
3. 組合員組織および協力組織との関係

第6 合併後JAの3ヵ年事業計画

1. 主要事業の取扱高計画
2. 財務計画
3. 損益計画

第7 不良債権処理に関する方策

1. 基本的合意事項
2. 合併JAに引き継がれるリスク管理債権
3. 合併JAに引き継がれる貸倒引当金
4. 不良債権の合併後の回収等に関する計画

第1 合併の基本方針に関する事項

1. 合併の必要性

農業者（組合員）の所得増大や農業生産の拡大、協同活動を通じた地域の活性化等に対して、これからも持続可能な農業協同組合として、この地域において存在し事業・機能の発揮によるメリットを提供し続けるためには、これまで以上に広域で経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を結集し、強固な財務・経営基盤を構築することが不可欠な状況となっています。

農業を取り巻く環境は、急激なスピードで変化しており、昨今の生産資材や輸入飼料の価格高騰、雇用人件費や燃料費の上昇等は、農業者の所得に大きな影響を及ぼし農業経営は危機的な状況となっています。

このような環境のもと JA は、農畜産物の主産地を形成しブランドを確立することにより 1 円でも高く販売していく体制と安価で良質な生産資材の提供、協同活動を通じた地域活性化への取り組み等、組合員や地域の皆さんがメリットを感じる事業・機能の発揮が重要であり、そのために豊富な経営資源が必要です。

また、JA が保有する多くの農業関連施設（カンントリーエレベーター・選果場・集出荷場・堆肥（土づくり）センター等）も建設から長期間が経過し、老朽化による改修等の必要性が高まっており、これまで以上に広範囲で、より効率的な施設運用方式の研究や、多額な設備投資に対応できる盤石な JA 経営基盤を確立する必要があります。

2. 地区の概況

（1）地理的位置と自然環境

久留米北地区 3JA（JA にじ、JA みい、JA くるめ）は、県南部における筑後地方の北部に位置し、南側には耳納連山などの山々が連なり、管内を東西に流れる九州地方最大の河川である筑後川により、沖積平野を形成しています。

また、気候は冬の季節風の影響は受けにくいですが、夏は東シナ海から暖かく湿った空気が入りやすくなるため、降水量が多くなります。

（2）人口・世帯数

久留米市・小郡市・うきは市・大刀洗町の令和 6 年の人口は、404,990 人で年々減少傾向にあり、平成 26 年の 412,566 人と比較して、7,576 人（1.8%）の減少となっています。

なお、令和 6 年の世帯数は 185,532 世帯で増加傾向にあり、平成 26 年の 165,347 世帯と比較して、20,185 世帯（12.2%）の増加となっています。

〈統計数値は、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査 R6.1、H26.1」による〉

（3）農家戸数（販売農家戸数）

3JA 管内の令和 2 年の農家戸数は、4,281 戸で減少傾向にあり、平成 27 年の 5,393 戸と比較すると 1,112 戸（20.6%）の減少となっています。また、令和 2 年の販売農家戸数 4,281 戸のうち、65 歳未満の農業従事 60 日以上の方がいない副業的農家戸数は 2,359 戸あり、55.1%と増加傾向となっています。

【3JA 管内販売農家戸数の推移】

(単位：戸)

年度 \ 項目	販売農家 (A)	副業的農家 (B)	(B) / (A)
平成 27 年	5,393	1,435	26.6%
令和 2 年	4,281	2,359	55.1%
増減	△ 1,112 (△ 20.6%)	924	28.5%

※販売農家：経営耕地面積が 30a 以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいいます。

※副業的農家：65 歳未満の農業従事 60 日以上の方がいない農家をいいます。

※統計数値は農林業センサスを参考にしており、最新版の 2025（令和 7）年は調査中です。

（４）耕地面積

3JA 管内の令和 2（2020）年の経営耕地面積の合計は 10,325ha で、平成 27（2015）年の 12,037ha と比較すると、1,712ha（14.2%）の減少となっています。

〈統計数値は、「2015 年、2020 年農林業センサス」による〉

3. 合併する JA の組合員数および役職員数

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

JA \ 項目	組合員数 (人)			正組合員 准組合員 (戸数)	役員数 (人) ※ 1	職員数 (人) ※ 2	
	正組合員	准組合員	計			職員	臨時等
JA にじ	5,532	14,286	19,818	4,559	24	140	92
				12,275			
JA みい	3,973	4,212	8,185	3,344	25	146	78
				2,749			
JA くるめ	4,464	10,567	15,031	3,822	21	178	109
				8,523			
計	13,969	29,065	43,034	11,765	70	464	279
				23,547			

※ 1 役員数は、令和 7 年 7 月 1 日現在である。

※ 2 職員数のうち臨時等は、3JA で名称等の統一を行い算出した。

4. 合併の日程（合併協議の経過）

令和4年12月～令和6年2月	久留米北3JA 経営・生産基盤強化連携会議（全5回）
令和6年4月1日（月）	久留米北地区3JA 農業・JA 経営戦略研究会（以下、戦略研究会）発足（第1回戦略研究会）戦略研究会事務局設置
令和6年7月16日（火）	第2回戦略研究会
令和6年9月9日（月）	第3回戦略研究会
令和6年10月3日（木）	第4回戦略研究会（全4回）
令和6年11月1日（金）	久留米北地区3JA 合併研究会（以下、合併研究会）発足
令和6年11月5日（火）	第1回合併研究会
令和6年11月12日（火）	第1回合併研究協議会
令和6年11月	3JA の理事会
令和6年12月5日（木）	第2回合併研究会
令和6年12月10日（火）	第2回合併研究協議会
令和6年12月27日（金）	第3回合併研究会
令和6年12月	3JA の理事会
令和7年1月10日（金）	第3回合併研究協議会
令和7年1月29日（水）	第4回合併研究会
令和7年1月	3JA の理事会
令和7年2月10日（月）	第4回合併研究協議会
令和7年2月27日（木）	第5回合併研究会
令和7年2月	3JA の理事会
令和7年2月～3月	3JA の組合員等説明会
令和7年3月17日（月）	第5回合併研究協議会
令和7年3月	3JA の理事会
令和7年4月1日（火）	第6回合併研究会
令和7年4月10日（木）	第6回合併研究協議会
令和7年4月	3JA の理事会
令和7年5月～6月	3JA の組合員等説明会
令和7年6月12日（木）	第7回合併研究会
令和7年7月10日（木）	第8回合併研究会
令和7年7月17日（木）	第7回合併研究協議会
令和7年7月23日（水）	第9回合併研究会
令和7年7月	3JA の理事会
令和7年8月7日（木）	第10回合併研究会
令和7年8月12日（火）	第8回合併研究協議会
令和7年8月18日（月）	第11回合併研究会
令和7年8月	3JA の理事会
令和7年9月9日（火）	第12回合併研究会
令和7年9月19日（金）	第9回合併研究協議会
令和7年9月24日（水）	合併推進協議会
令和7年9月	3JA の理事会
令和7年10月	3JA の組合員等説明会
令和7年10月10日（金）	合併予備契約調印式
令和7年10月25日（土）	3JA の臨時（合併）総代会
令和8年2月	3JA の臨時総代会（役員選任等）
令和8年4月1日（水）	合併・合併登記

第2 新 JA の基本方針に関する事項

1. ビジョン

久留米北地区 3 JA は、経営資源を一つに結集することで
『JA 農畜産物ブランド』と『県南最大の JA 経営基盤』を確立し
持続可能な農業振興と地域の活性化に貢献する
組合員・地域住民にとって魅力ある「農業協同組合」をめざします

2. 各事業の運営方針（基本方針）と実施方策（事業戦略）

【営農・販売事業】

（目 標）

組合員や地域社会との信頼を基盤とした、効率的かつ先進的な農業経営を支援することで、「JA 農畜産物ブランドの確立による組合員の所得向上」と「地域農業の持続的な発展」を実現します。

新 JA の農産物産出規模や地域資源を活かし、持続可能な農業基盤を整備することで、次世代に繋がる新たな価値を創出します。

地域に根ざした協同組合の責任を果たすため、農業と地域の未来に貢献します。

（実施方策）

【農産物の価値を最大化する、JA 農畜産物ブランドの確立】

（1）新 JA の多品種にわたる農産物を組み合わせた販売方法と農産物産出規模を最大限に活用した新たな販売戦略を展開し、地域農畜産物ブランドの確立と、生産コストを反映した価格形成による所得向上を目指します。

また、老朽化した施設の改修や管内広域化による相互利用、集出荷体制の見直しを進め、流通コストの削減や出荷効率の向上により生産者の負担軽減を図ります。

- ① 地域農畜産物のブランド産地確立に向け、新たな販売戦略の展開と生産・販売体制を構築します。
- ② マーケットインによる新たな販売・販路拡充と直売所・ネット販売の拡大による市場外取引の拡大を図ります。
- ③ 集出荷体制の見直しを進め、老朽化した施設の計画的投資、改修による、持続可能な集出荷体制を確立します。

【持続可能な地域農業基盤を確保し、地域に根差した農業の魅力強化】

(2) 高齢化や離農が進む中で、農地の集積・集約や労働力確保を支援し、地域農業の持続可能性を高めます。産地が広域化することで生産品目の多様化を図り、年間を通じて農作物の供給を安定させ、消費者ニーズに応える柔軟な仕組みを構築します。

また、農産物直売所において地域農業の魅力を発信し、組合員や地域住民との繋がりを強化する事業活動やイベントを推進します。

- ① 組合員の高齢化や離農対応のため、農地の集積・集約化の支援および農地に関する相談相談を行う担当部署を設置します。
- ② 農産物直売所（にじの耳納の里、めぐみの里）を中心とした、地域農業の魅力発信による、農業・農協への理解促進を行います。
- ③ 流通センター・集荷場での直接販売（軒先販売）やイベント等を強化し、地域農業の魅力を発信します。

【信頼される組織と人材で、未来を支える農業を実現】

(3) これまで各JAに蓄積された情報等の融合と効率的な利活用を図るため、組織全体のDX化と専門性の高い職員の育成を推進し、組合員に対する情報提供や営農相談等の多様なニーズへ丁寧かつ迅速に応える支援体制を整えます。

さらに、新規就農者の支援パッケージを整備し、地域の農業基盤を次世代に繋ぐ体制を構築します。

- ① 組織全体のDX化による効率的な農家支援体制を構築します。
- ② 多様なニーズへ丁寧かつ迅速に応える営農支援指導部署を設置します。
- ③ 地域の農業基盤を次世代につなぐため、新規就農者・農業後継者の支援パッケージを構築します。

【新 JA の農業ビジョン】

① 今後の地域の中心となる経営体の育成目標

(単位：人、組織)

目標項目	R 7 年度 (3JA 合計)	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度
① 認定農業者 (小計)	1,160	1,169	1,177	1,186
① - 1 認定農業者 (個別農家)	1,030	1,036	1,043	1,051
① - 2 認定農業者 (法人)	130	133	134	135
② 生産組織 (小計)	57	56	56	56
① + ② (合計)	1,217	1,225	1,233	1,242

② 農業生産の拡大に向けた作付目標

(単位：ha)

目標項目	R 7 年度 (3JA 合計)	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度
耕作面積	9,509.4	9,523.1	9,536	9,621.9
うち、水稻	2,909	2,919	2,929	2,969
夢つくし	557	508	510	510
元気つくし	1,158	1,209	1,210	1,241
ヒノヒカリ	880	885	890	889
その他	314	317	319	329
うち、麦	3,720	3,728	3,735	3,785
チクゴイズミ	1,125	1,128	1,130	1,130
シロガネコムギ	920	920	920	940
ミナミノカオリ	580	585	590	570
ちくし W2 号	410	410	410	440
はるさやか	355	355	355	355
その他	330	330	330	350
うち、大豆	1,210	1,205	1,200	1,195
うち、茶	46	46	46	46
うち、青果等	1,624.4	1,625.1	1,626	1,626.9
野菜	980.3	985.3	990.3	995.3
果樹	539.8	535.8	531.1	527
花卉・緑化	104.3	104	104.6	104.6

③ 付加価値の増大と新たな需要拡大への取り組み目標

目標項目	R 7 年度 (3JA 合計)	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度
農産物直売所				
直売所売上高 (インショップ含)	1,817,263 千円	1,841,796 千円	1,866,421 千円	1,890,327 千円
直売所来店者数	673,760 人	687,000 人	699,500 人	712,000 人
直売所出荷者数	1,360 人	1,395 人	1,430 人	1,465 人
6 次産業化の取り組み				
6 次産業化商品 売上高	28,000 千円	31,000 千円	34,000 千円	37,000 千円
6 次産業化商品 開発件数(のべ件数)	14 件	15 件	16 件	17 件

④ 営農指導担当職員の育成目標

④－ 1

(単位：人)

目標項目	R 7 年度 (3JA 合計)	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度
営農指導員	85	88	91	94
担い手経営体専任担当者	9	9	9	9

④－ 2

(単位：人)

目標項目	R 7 年度 (3JA 合計)	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度
営農アドバイザー	92	97	102	107
地域営農マネージャー	3	6	9	12

⑤ 農業経営管理支援の取り組み目標

(単位：件)

目標項目	R 7 年度 (3JA 合計)	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度
青色申告会員数 (単位：人)	1,137	1,140	1,143	1,146
税務申告支援	1,794	1,810	1,816	1,822
青色申告支援	1,131	1,134	1,137	1,140
消費税申告支援	657	670	673	676
法人税申告支援	6	6	6	6
経営分析診断	480	480	480	480
経営コンサル	21	21	21	21

(販売事業計画)

(単位：千円)

年 度 項 目		R 7 年度 (3 J A 合計)	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度
販売品販売高		22,887,280	22,979,813	23,222,438	23,246,344
	米	3,060,000	3,010,000	2,960,000	2,960,000
	麦 ・ 大 豆	980,000	1,012,000	1,014,000	1,014,000
	野 菜	12,167,564	12,242,564	12,492,564	12,492,564
	果 樹	2,933,625	2,933,625	2,933,625	2,933,625
	花 卉 ・ 緑 化	990,900	990,900	995,900	995,900
	畜 産	400,000	400,000	400,000	400,000
	直 販 (買取販売品等)	332,928	342,928	352,928	352,928
	直 売 所	1,817,263	1,841,796	1,866,421	1,890,327
	そ の 他 (特 産 物 等)	205,000	206,000	207,000	207,000

【経済事業：生産資材・生活関連】**（目 標）**

組合員や利用者が安定した農業経営を持続的に行えるよう支援するとともに、元気で豊かな地域社会づくりに貢献していきます。

生産資材については、生産コストの低減を最優先の目標とし、合併に伴う新JAの取扱規模を最大限に活用して低価格資材の安定供給や物流効率の向上を図り、農業者を支援する体制の強化に取り組みます。

生活関連事業については、組合員や地域住民の豊かな暮らしの実現を目指し、当地区のインフラとして安心・安全なサービスを安定的に供給することで、地域社会の発展に貢献します。

（実施方策）**【低コスト資材の安定供給と柔軟な価格サービスの強化】**

（１）生産者の経営負担を軽減し、地域農業を支えるために、生産資材銘柄・規格の集約や計画的な予約注文、仕入れロット増加を通じて新JAの取扱規模の利点を創出し、低コスト化と安定供給に取り組みます。

また、取引量に応じた予約値引きなど柔軟な価格サービスの提供や、生産振興・生産資材コスト高騰対策のための、新たな基金を創設し、持続可能な農業経営の支援に取り組みます。

- ① 生産資材の使用基準、規格の集約および価格の統一を図り、3JAの取扱規模の利点を活かし、組合員の資材の低コスト化に取り組みます。
- ② 生産資材購入量に応じた予約値引きのサービスを行います。
- ③ 生産振興・生産資材コスト高騰対策のための、「生産振興・生産資材支援基金（仮称）」を創設し、新JA組合員の農業を振興します。

【配送ネットワークの最適化と店舗間連携による効率化の実現】

（２）組合員や利用者のニーズに迅速かつ効率的に応えるため、店舗や倉庫の共同利用を通じて配送拠点を再構築し、配送サービスの充実に取り組みます。

また、多種多様な資材の注文に対応できるよう、店舗間の連携を強化し、適切な品揃えの確保と在庫の圧縮によるコスト削減に取り組みます。

- ① 配送拠点の再構築を行い、生産資材配送サービスの充実を図ります。
- ② 本店統括部署による生産資材の一括発注・仕入により、適正な在庫管理を行い、コスト削減に取り組みます。
- ③ 経済店舗間の連携を強化し、品揃えの確保と適切な在庫管理を行います。

【デジタル化による利便性の向上と安心なサービスを通じた生活支援の強化】

(3) 様々なニーズに応えるため、デジタル技術を活用し、便利で効率的な未来志向のサービス提供に取り組みます。WEB環境を整備し、組合員や利用者が簡単に発注と管理を行える仕組みを構築するとともに多様な決済方法を導入することで、利便性の向上を図ります。

また、葬祭、燃料（車両）、福祉事業を通じて管内の皆さまの生活を支え、信頼される良質なサービスの提供に取り組みます。明朗で安価な価格設定、専門スタッフの育成に努め、組合員・地域住民が安心して利用できる事業を目指します。

- ① 組合員のニーズに迅速に応えるデジタル技術の整備を行い、組合員や利用者が手軽に発注・管理できる仕組みの構築と、多様な決済方法を導入します。
- ② 農業用燃料の安定供給および組合員・地域住民への燃料供給拠点として、信頼される良質な燃料サービスの提供と、組合員の期待に応える車両整備事業を行います。
- ③ 多様化する組合員・地域住民のニーズに応えるために、専門性やサービス向上による品質向上に努め、利用者が安心して利用できる葬祭・福祉事業に取り組みます。

(経済事業計画)

(単位：千円)

年 度 項 目	R 7 年度 (3JA 合計)	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度
購買品供給高 (生産資材・生活資材)	8,569,500	8,494,500	8,570,733	8,600,733

(葬祭事業計画)

(単位：千円)

年 度 項 目	R 7 年度 (3JA 合計)	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度
葬祭事業収益	823,114	823,474	823,804	824,374

(福祉事業計画)

(単位：千円)

年 度 項 目	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度
福祉事業収益	218,126	225,070	225,070	225,070

【信用・共済事業】

（目 標）

組合員・利用者の商品やサービスに対するニーズを把握し、組合員・利用者の目線にたった金融サービスと万全な保障を提供します。そのため、信用・共済事業における店舗のあり方を見直し、組合員・利用者にとって親しみやすく信頼される JA づくりを目指します。

（実施方策）

【農業メインバンクとしての機能強化】

（１） 農業者のメインバンクとして活用していただくため、相談体制を見直し農業者の資金および保障のニーズを把握し的確な対応に努めます。

また、営農・経済部門との事業間連携を図り、農業者に寄り添った総合事業ならではの金融サービスと共済商品を提供します。

- ① 農業の資金面におけるサポートを強化するため、融資専任担当者を配置し、農業関連資金を中心とした資金ニーズに迅速に対応します。
- ② 営農・経済部門および TAC 担当と定期的な情報交換を行い、農業者が必要としている金融サービス等を的確に提供します。

【組合員・利用者への相談機能の強化】

（２） 組合員・利用者からの融資・相続・年金・資産運用・保障等、多様な相談の対応のため、新しい体制の構築と高度な知識を有する人材の育成・配置に取り組みます。

- ① 総合相談の担当部署を設置するとともに、連合会、関係機関と連携を図り、相続・資産運用等、組合員・利用者向けの各種相談会を開催し、多様な相談に的確に対応します。

【顧客基盤の拡充と金融犯罪対策の強化】

（３） 新規利用者の拡大に向け、デジタル技術を活用した非対面取引の充実と様々な利用者ニーズに対応できる金融共済窓口態勢の強化に取り組み顧客基盤の拡充を図ります。

また、金融犯罪による被害を未然に防ぐため、新しい手口の情報提供など組合員・利用者を守る取り組みを強化します。

- ① 新規利用者拡大のため、デジタル技術を活用した非対面取引による利便性向上と利用者ニーズに対応する金融共済窓口態勢を構築します。
- ② 金融犯罪未然防止強化のため、情報誌・HP（ホームページ）等を通じた啓発運動を行うとともに、支店と各事業が連携し、組合員・利用者へ積極的な情報提供を行います。

【ライフプランに沿った保障の提供と事故対応力の強化】

(4) 組合員・利用者一人ひとりに寄り添った、「ひと・いえ・くるま・農業」に関する保障の提案と渉外担当者を中心としたアフターフォローの充実に取り組みます。

また、あらゆる共済の事故対応力を強化するため、事故対応部署の充実に取り組むと共に顧客満足度向上を目指します。

- ① 農家組合員・農業法人および利用者が求める「ひと・いえ・くるま・農業」に関する確な保障の提案を行います。
- ② 事故対応部署の充実を図り、共済の事故対応力を強化します。

(信用事業計画)

(単位：千円)

年 度 項 目	R 7 年度 (3JA 合計)	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度
貯金	287,966,932	289,292,535	290,673,595	292,005,437
預金	235,011,388	235,864,746	237,053,693	237,733,556
貸出金	38,505,393	38,340,440	38,349,540	38,335,145
有価証券	13,276,339	13,694,215	14,005,191	14,993,392

(共済事業計画)

(単位：千円)

年 度 項 目	R 7 年度 (3JA 合計)	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度
長期共済保有高	740,718,704	724,241,103	707,558,930	693,472,032

【総務・企画・管理等部門】**(目 標)**

総務・企画・管理等部門においては、組合員の営農と生活への支援を強化するため、JA 経営基盤の確立・強化とより高度な経営戦略の実践等に取り組みます。

そのため、本店機能を見直し、支店・事業所を中心とする組合員、利用者の意思を反映する仕組みづくりを強化した「魅力ある JA づくり」を目指します。

(実施方策)**【JA 経営基盤強化（合併による内部留保の充実）、JA 事業改革やガバナンス・コンプライアンス経営の実践・強化】**

(1) 合併により達成される県南最大の JA 経営基盤（純資産額）をベースに、持続可能な JA 経営基盤の確立・強化をさらに進めるため、事業改革や施設の再編等、事業実施体制の再構築に取り組み、JA の全体最適化に取り組みます。

また、健全な JA 経営の維持、発展のために、ガバナンス・コンプライアンス経営を強化するとともに、リスク管理や内部監査を充実させ、健全な JA 運営を行います。

- ① 経営者のリーダーシップ発揮と内部統制基本方針に基づいた業務運営により、持続可能な農業振興と地域活性化に貢献する組織を実現します。
- ② JA 版 3 線モデルの実効性向上により、ガバナンス・コンプライアンス経営を強化し、JA 経営の健全性を確保します。
- ③ 本店統括部署を中心とした事業実施体制を構築し、各地区本部との密な連携により円滑な事業運営を行います。
- ④ 施設再編等目的積立金の充実を図り、計画的に農業関連施設の再編等を行い、農業を中心とした事業全体の最適化を図ります。

【環境変化に即したデジタル化による業務処理変革の促進、協同組合運動の推進】

(2) ビジネス環境の激しい変化に対応し、デジタル技術を活用して、各部署の業務処理方法の変革を促進するための DX 化担当部署を設置し、JA 事業利用の利便性向上や処理スピードアップ等を目指します。

また、協同組合活動を支える人づくりの基礎として、職員が JA に誇りと愛着を持って結集出来る環境を整備し、協同組合理念を広く定着させ力強く推進できる人材育成と他団体・企業と連携を行い専門的能力の開発に取り組みます。

(DX 化：アナログ業務のなかで、デジタル技術を使って効率化できる部分を改善すること)

- ① DX 化担当部署を設置し、組合員の JA 事業利用の利便性向上や業務の処理スピードアップを図ります。
- ② 職員が JA に誇りと愛着を持って働ける職場づくりを行います。
- ③ 役職員による協同組合学習の充実を図り、事業運営を通じて、協同組合運動の理解推進を行います。

【JA 運営の意思決定強化と運営参画・意思反映の強化による合併メリットの創出】

(3) 本店機能の統合により、事業所や支店等の要員を充実し、合併による組合員メリットの提供として、販売部門体制の充実・強化をすすめます。

また、役員体制のスリム化を図り意思決定の迅速化を行うとともに、女性・青年理事の登用や女性総代の選出と「〇〇地区本部運営委員会（仮称）」の新設等により、各種組合員組織からの運営参画を強化するとともに、組合員や利用者の JA 運営への意思反映をすすめます。

- ① 合併により本店等職員の再配置を行い、事業所や支店等の要員を充実し、組合員へのサービスを強化します。
- ② 女性・青年理事の登用や女性総代の選出等により、多様な組合員の意見を JA 事業・運営に反映し、地域農業の振興や地域の活性化を図ります。
- ③ 組合員組織や組合員代表の JA 運営参画強化のため、地区本部運営委員会（仮称）を設置し、組合員や利用者の意思反映を促進します。

(要員計画：期首)

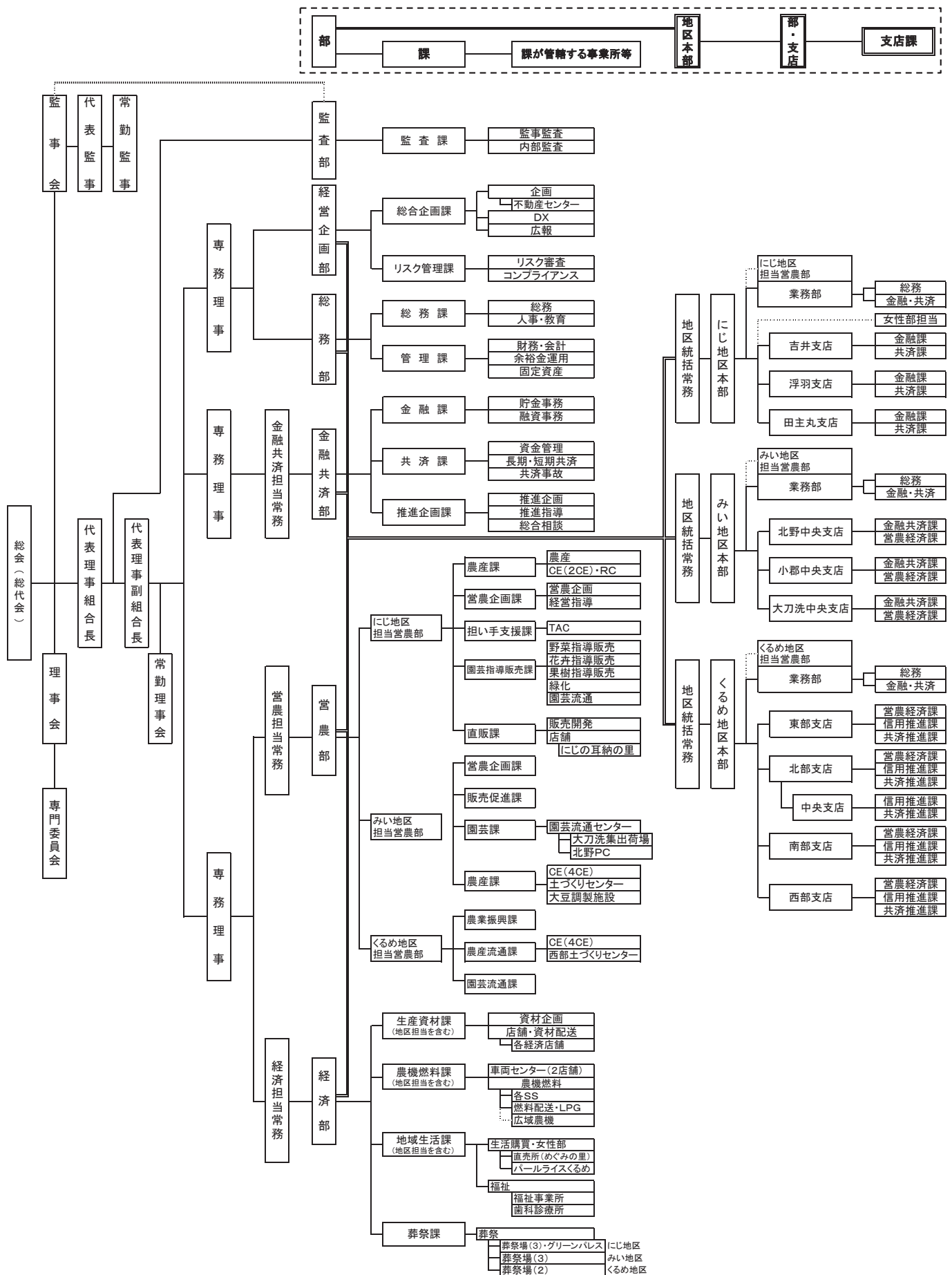
(単位：人)

年 度 項 目	R 7 年度 (3JA 合計)	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度
正職員	484	474	464	450
常雇・臨時・パート等	365	353	339	329
合 計	849	827	803	779

3. 組織機構及び業務分担

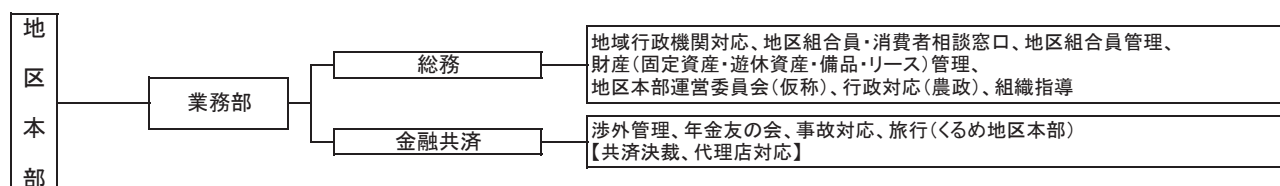
(1) 組織機構

令和8年4月1日

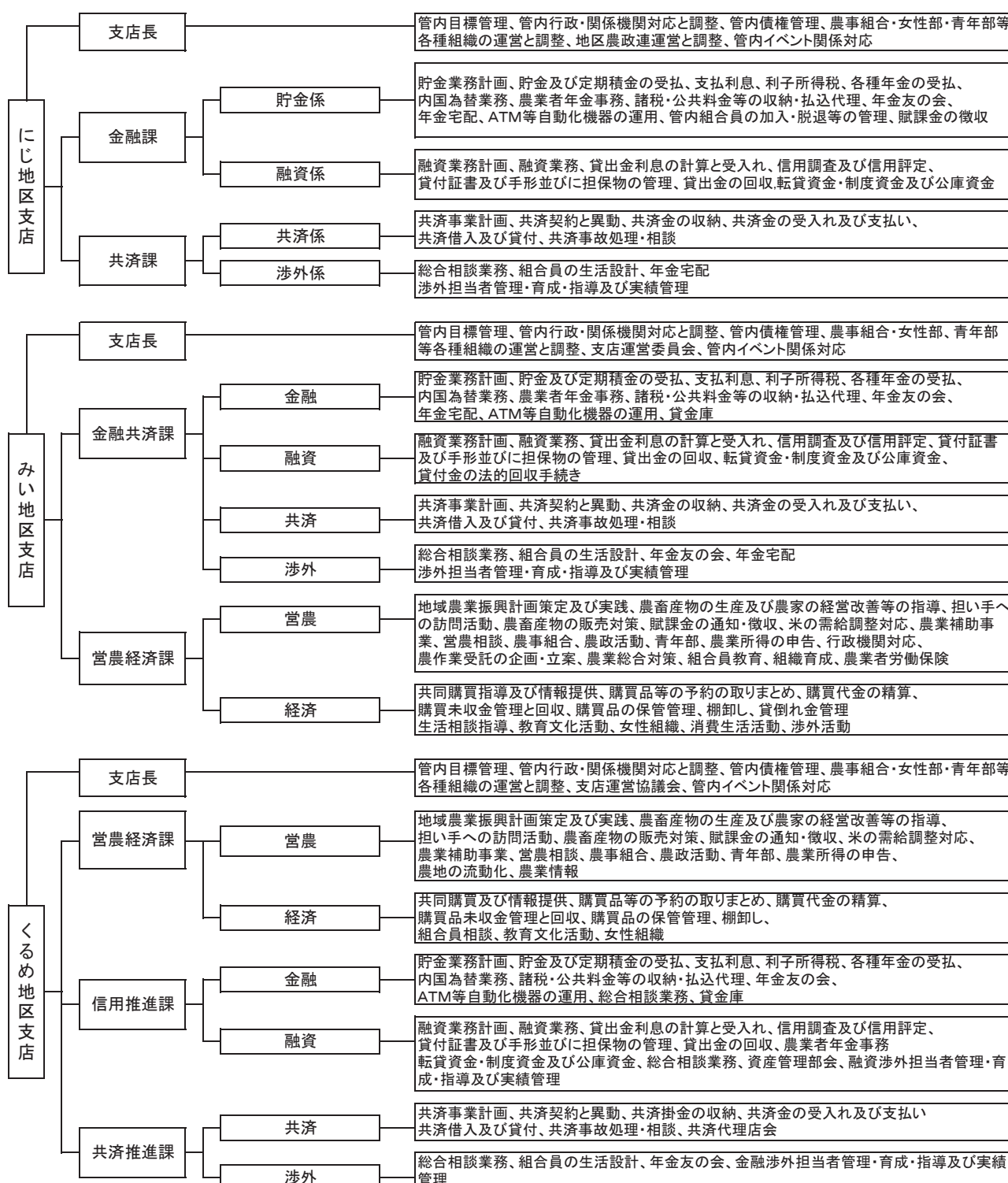


(2) 業務分担

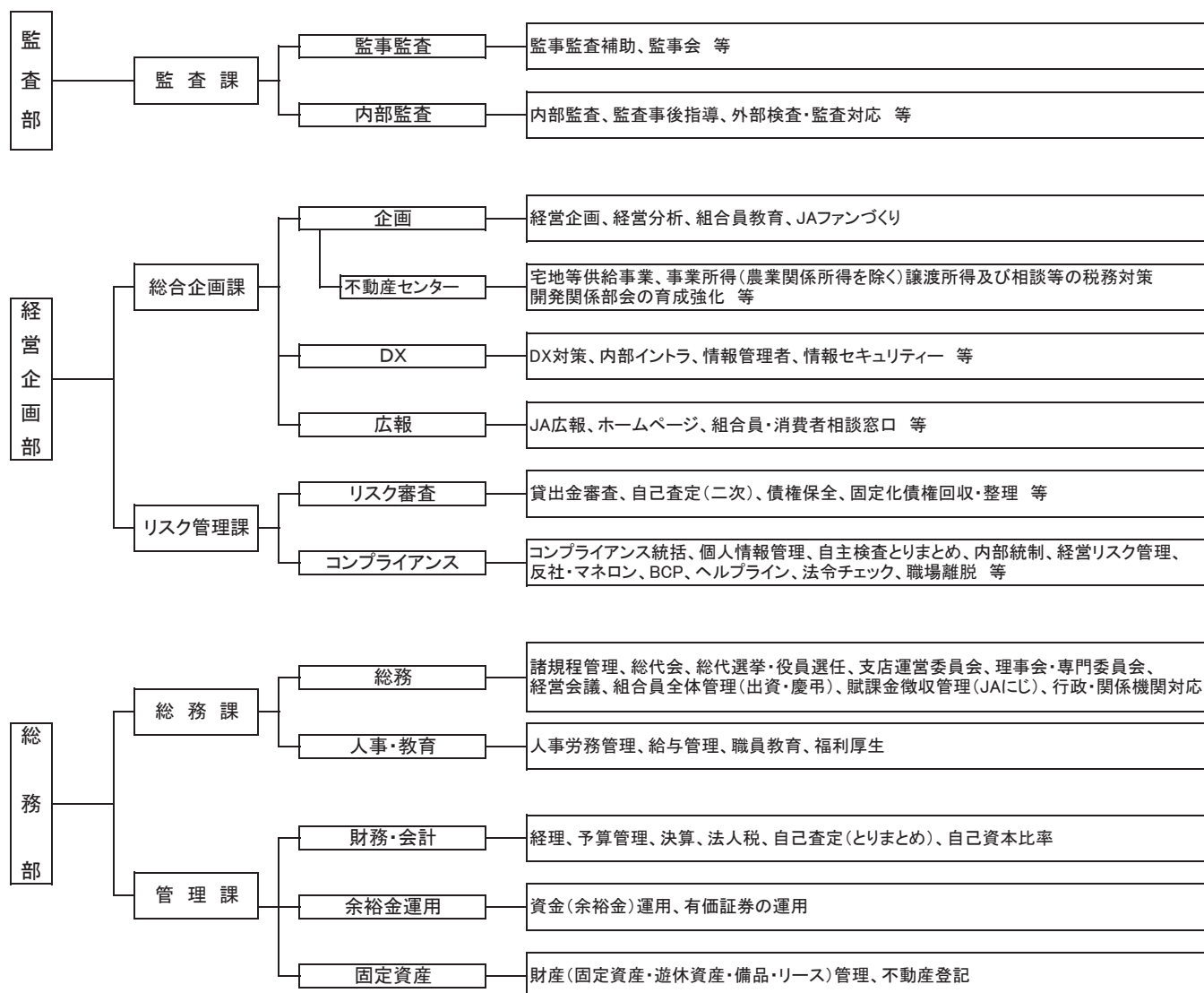
① 地区本部（業務部）



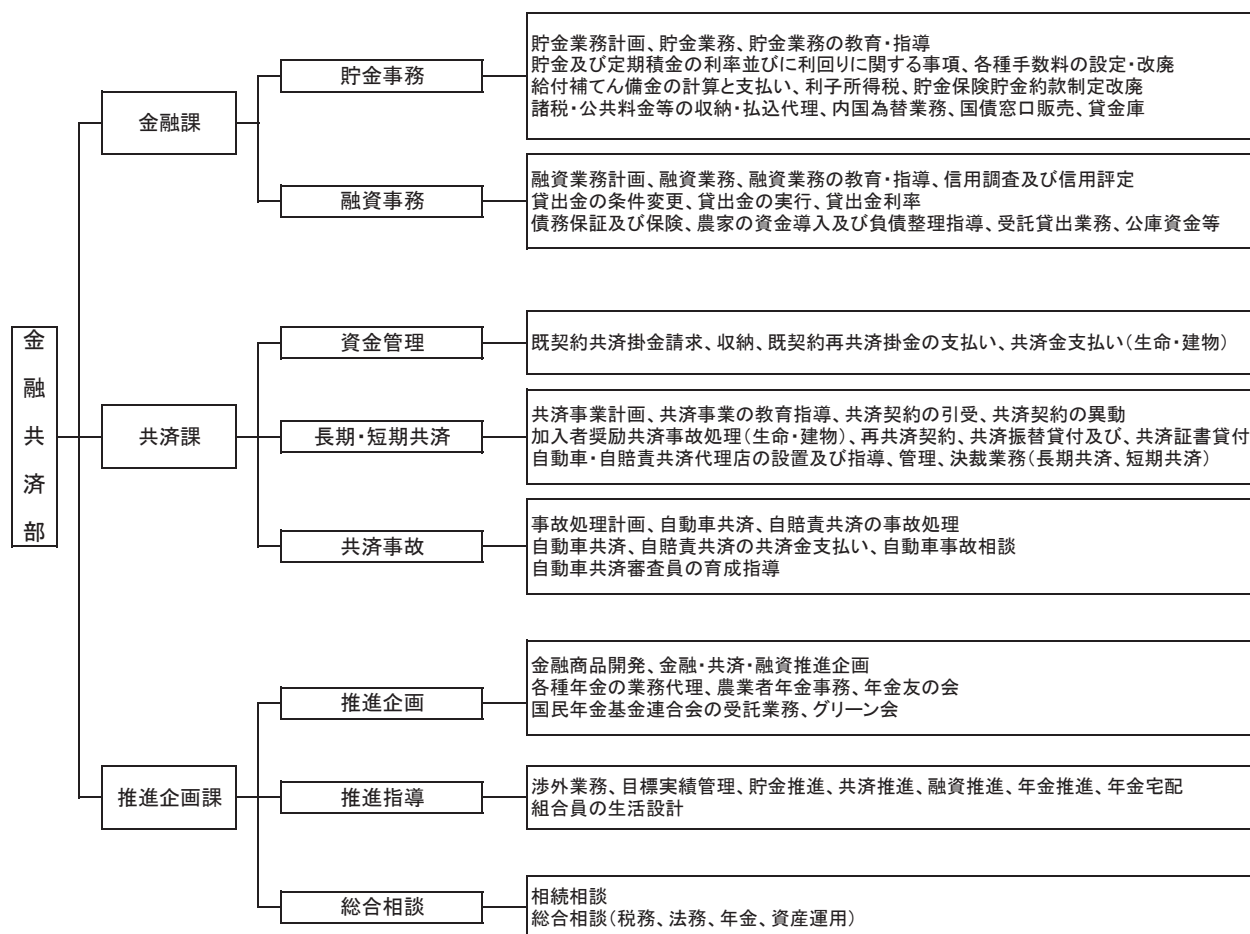
② 地区本部（支店）



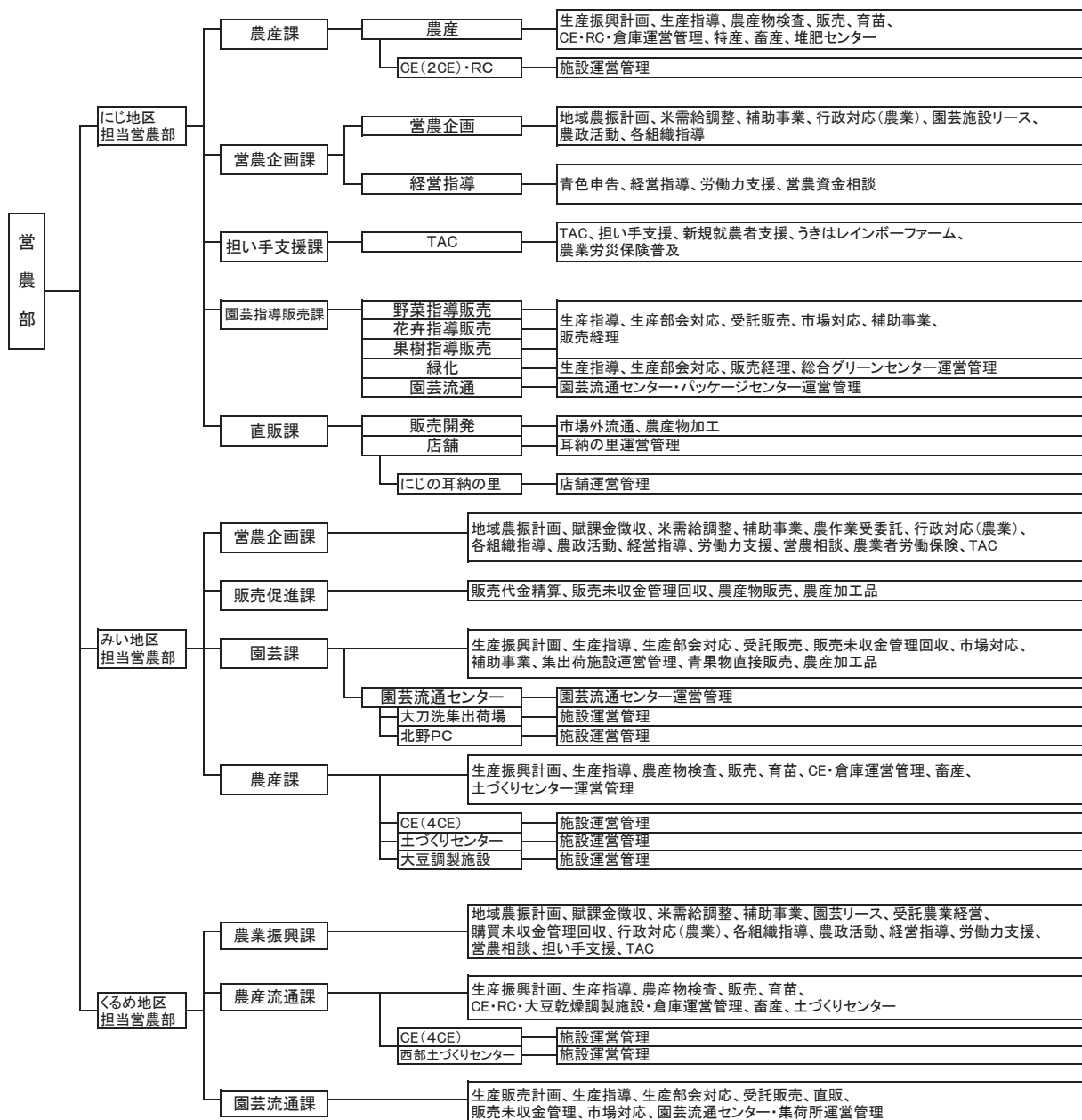
③ 監査部・経営企画部・総務部



④ 金融共済部



⑤ 営農部



⑥ 経済部



※1: みい地区の直売所については、将来的に営農部の直販事業課に再編します。

※2: 葬祭課は、合併当初は、3JAのいずれかを葬祭課統括とし、将来的には事務所を集約します。

4. 関係機関・団体との連携

合併の目的を達成するために、県、市町及び地域内関係機関と密接な連携を保ち、地域農業の振興と社会・経済活動の緊密化に努めます。

第3 合併契約の基本となるべき事項

別冊「合併予備契約書（写）」

第4 支店、事業所、施設に関する事項

1. 支店、事業所、施設の種類

(1) 支店	11ヵ所
(2) 購買店舗	9ヵ所
(3) 農機・車両	5ヵ所
(4) ガス・燃料関連	3ヵ所
(5) 給油所	8ヵ所
(6) カントリーエレベーター	10ヵ所
(7) ライスセンター	1ヵ所
(8) 大豆乾燥調製施設	3ヵ所
(9) 農業倉庫	8ヵ所
(10) 育苗関連	1ヵ所
(11) 農産物集荷・選果関連	14ヵ所
(12) その他農業施設	4ヵ所
(13) 農産物直売所	2ヵ所
(14) 福祉関連	3ヵ所
(15) 葬祭関連	9ヵ所
(16) 不動産関連	1ヵ所

2. 支店、事業所の統合予定

支店、事業所は、組合員の拠り所であるため、組合員の利便性を最優先に考えます。よって、合併時点において支店・事業所等の統廃合は予定していません。

しかしながら、外部環境の劇的な変化やJAの将来の経営を考えなければならない場合は、支店・事業所等の整備や再配置などの必要性について、組合員と対話を重ね検討します。

3. 施設整備の予定

老朽化等により、合併後に補修・改修等が必要となる組合員利用施設については、改修等の規模・優先度をJA全体で協議・検討し、必要に応じて実施します。

4. 施設利用料の統一予定

利用料設定の根拠が施設毎に異なる現状を踏まえ、合併を理由とする既存施設の利用料の統一は行いませんが、合併後に部会や組合員と対話を重ね、統一すべきかも含め検討します。

また、合併後に新たに改修等を行う場合の利用料については、当該施設の建設費や維持管理費を基礎に算定し、施設利用の対価として受益者負担をお願いすることがあります。その際は、部会、組合員と対話を重ね検討します。

第5 合併後の JA と組合員との間における利用および協力の強化方策

1. 組合員の意思を事業経営に反映する方法

JA の事業に組合員の意思反映と経営参加を図るため、集落座談会・組合員説明会等については、「〇〇地区本部組合員説明会（仮称）」として合併後も現行通り、事業計画・事業実績等の報告や JA 役職員と組合員との意見交換を行います。

また、正組合員のみならず、JA 運営に関心のある准組合員や利用者が参加できる仕組みとして、支店・集落単位では従来から実施している「支店運営委員会」を継続し、組合員・利用者の支店運営に対する意思反映・参画機会を提供します。さらに、新たに地区（旧 JA）単位で「地区本部運営委員会（仮称）」を設置し、組合員・利用者の声を JA 事業運営に反映する機会を積極的に設けます。

2. 事業経営方針の組合員への徹底方法

集落座談会や各種の会議を積極的に開催し、情報・広報資料を迅速に提供するとともに、ホームページ・SNS を活用した情報発信や、広報誌の定期発行等による広報活動を行い、JA の運営方針の周知徹底を図ります。

3. 組合員組織および協力組織との関係

（1）農事組合等

農事組合組織は、JA 事業運営に対する意思反映のための基盤組織であり、組合員の連帯および協同活動の拠点でもあるため、合併後もより強固な組織となるよう連携強化を図ります。

（2）生産部会

販売を起点とした計画的な生産・出荷体制の確立や、栽培技術・品質の統一、収量の確保による農作物のブランド化と有利販売強化を進め、生産振興に資する支援に努めます。

部会の活動や運営は、新 JA 全体での活動等を目指しますが、当面は各地区本部（旧 JA）単位での運営を基本とし、各地区部会内の協議を尊重しながら上述の支援に取り組み、部会の再編等は各組織の意思決定に則り進めます。

（3）青年部

地域と農業の未来を担うリーダーとしての育成と、農業経営の改善・向上を図る積極的な活動を支援します。

また、JA 運営参画への強化策として青年理事を設定し、JA 事業・運営に対する多様な意見の反映を強化します。

なお、組織の活動や運営は、新 JA 全体での活動等を目指しますが、当面は各地区本部（旧 JA）単位での運営を基本とし、各地区青年部の協議を尊重しながら上述の支援に取り組み、青年部の再編等は各地区青年部の意思決定に則り進めます。

（４）女性部

JA 運動を通じて、農村文化の継承と生活の改善を図るとともに、食農教育や地産地消、仲間づくりを推進する組織としての育成に努めます。

また、女性農業者の正組合員加入を促進するとともに、女性理事数の増加により、JA 事業・運営への参画に向けた支援強化に努めます。

なお、組織の活動や運営は、新 JA 全体での活動等を目指しますが、当面は各地区本部（旧 JA）単位での運営を基本とし、各地区女性部の協議を尊重しながら上述の育成や支援に取り組み、女性部の再編等は各地区女性部の意思決定に則り進めます。

（５）支店運営委員会

組合員・利用者と JA が密接に連携し、組織・事業運営に関する意見等を集約することで、地域の要望に沿った支店活動を支援します。

第6 合併後JAの3ヵ年事業計画

1. 主要事業の取扱高計画

(単位：千円)

年 度 項 目		R 7 年度 3JA 計画	R 8 年度 計 画	R 9 年度 計 画	R 10 年度 計 画
貯	金	287,966,932	289,292,535	290,673,595	292,005,437
預	金	235,011,388	235,864,746	237,053,693	237,733,556
貸	出 金	38,505,393	38,340,440	38,349,540	38,335,145
有	価 証 券	13,276,339	13,694,215	14,005,191	14,993,392
長 期 共 済 保 有 高		740,718,704	724,241,103	707,558,930	693,472,032
購 買 品 供 給 高		8,569,500	8,494,500	8,570,733	8,600,733
販 売 品 販 売 高		22,887,280	22,979,813	23,222,438	23,246,344
内 訳	米	3,060,000	3,010,000	2,960,000	2,960,000
	麦・大豆	980,000	1,012,000	1,014,000	1,014,000
	野 菜	12,167,564	12,242,564	12,492,564	12,492,564
	果 樹	2,933,625	2,933,625	2,933,625	2,933,625
	花 卉・緑 化	990,900	990,900	995,900	995,900
	畜 産	400,000	400,000	400,000	400,000
	直 販 (買取販売品等)	332,928	342,928	352,928	352,928
	直 売 所	1,817,263	1,841,796	1,866,421	1,890,327
	そ の 他 (特産物等)	205,000	206,000	207,000	207,000

2. 財 務 計 画

(単位：千円)

年 度 項 目	R 7 年度 3JA 計画	R 8 年度 計 画	R 9 年度 計 画	R 10 年度 計 画
(資 産 の 部)				
1 信用事業資産	288,173,099	288,972,916	290,671,728	292,400,000
(うち現 金)	1,178,512	1,190,000	1,190,000	1,190,000
(うち預 金)	235,011,388	235,864,746	237,053,693	237,733,556
(うち有価証券)	13,276,339	13,694,215	14,005,191	14,993,392
(うち貸 出 金)	38,505,393	38,340,440	38,349,540	38,335,145
(うち貸倒引当金)	△ 90,533	△ 43,533	△ 43,533	△ 43,533
2 共済事業資産	190	190	190	190
3 経済事業資産	4,051,399	4,061,399	4,061,399	4,061,399
(うち経済事業未収金)	1,935,100	1,115,000	1,115,000	1,115,000
(うち経済受託債権)	1,558,000	1,128,000	1,128,000	1,128,000
(うち棚卸資産)	510,000	320,000	320,000	320,000
(うち貸倒引当金)	△ 52,701	△ 33,701	△ 33,701	△ 33,701
4 雑資産	1,413,000	1,655,622	1,958,941	1,254,509
5 固定資産	12,350,576	12,671,931	12,386,078	12,386,078
6 外部出資	11,613,441	11,613,441	11,613,441	12,000,000
7 繰延税金資産	464,419	464,419	464,419	464,419
資産の部合計	318,066,125	319,439,918	321,156,196	322,566,595

(負 債 の 部)				
1 信用事業負債	288,803,979	290,122,082	291,503,142	293,000,000
(うち貯 金)	287,966,932	289,292,535	290,673,595	292,005,437
2 共済事業負債	988,000	988,000	988,000	988,000
3 経済事業負債	4,027,100	4,027,100	4,027,100	4,027,100
(うち経済事業未払金)	880,000	450,000	450,000	450,000
(うち経済受託債務)	1,718,000	618,000	618,000	618,000
4 設備借入金	36,000	27,000	18,000	18,000
5 雑負債	947,000	947,000	947,000	947,000
6 諸引当金	1,273,208	1,286,208	1,299,208	1,299,208
(1) 賞与引当金	137,534	137,534	137,534	137,534
(2) 退職給付引当金	259,200	259,200	259,200	259,200
(3) 役員退職慰労引当金	100,447	130,447	160,447	160,447
(4) 特例業務負担金引当金	196,027	163,623	131,219	131,219
7 再評価繰延税金負債	1,272,238	1,272,238	1,272,238	1,272,238
負債の部合計	297,347,526	298,669,628	300,054,688	301,551,546
(純 資 産 の 部)				
1 組合員資本	18,679,031	18,730,723	19,061,941	19,438,768
(1) 出資金	4,510,930	4,338,872	4,352,114	4,300,000
(2) 利益剰余金	14,204,601	14,428,351	14,746,327	15,175,268
利益準備金	6,344,072	6,443,705	6,554,705	6,700,000
その他利益剰余金	7,860,529	7,984,646	8,251,622	8,475,268
(うち当期剰余金)	246,338	245,622	266,976	223,646
(3) 処分未済持分(控除)	△ 36,500	△ 36,500	△ 36,500	△ 36,500
2 評価・換算差額等	2,039,567	2,039,567	2,039,567	1,576,281
(1) その他有価証券評価差額金	△ 831,168	△ 831,168	△ 831,168	△ 900,000
(2) 土地再評価差額金	2,870,735	2,860,735	2,850,735	2,476,281
純資産の部合計	20,718,599	20,770,290	21,101,508	21,015,049
負債および純資産の部合計	318,066,125	319,439,918	321,156,196	322,566,595

3. 損 益 計 画

(単位：千円)

年 度 項 目	R 7 年度 3JA 計画	R 8 年度 計 画	R 9 年度 計 画	R 10 年度 計 画
1 事業総利益	6,335,089	6,425,767	6,471,146	6,484,303
信用事業総利益	1,788,927	1,868,006	1,891,703	1,907,868
共済事業総利益	1,268,365	1,256,922	1,246,259	1,235,105
購買事業総利益	1,221,556	1,221,211	1,234,185	1,238,506
販売事業総利益	1,151,642	1,183,734	1,197,785	1,201,610
保管事業総利益	2,209	4,709	4,709	4,709
加工事業総利益	300	300	300	300
利用事業総利益	138,875	140,875	140,875	140,875
C E・R C 事業総利益	189,030	186,450	190,700	190,700
葬祭事業総利益	419,773	417,011	418,223	418,223
宅地等供給事業総利益	33,590	33,590	33,590	33,590
福祉等事業総利益	140,600	140,600	140,600	140,600
診療事業総利益	30,626	30,675	30,733	30,733
その他特殊事業総利益	3,752	3,752	3,752	3,752
指導事業収支差額	△ 54,156	△ 62,068	△ 62,268	△ 62,268
2 事業管理費	6,139,011	6,228,009	6,248,903	6,305,390
(うち人件費)	4,423,139	4,500,402	4,417,252	4,337,266
(うち減価償却費)	368,532	416,883	533,998	670,471
3 事業利益	196,078	197,758	222,243	178,913
事業外収益	214,193	213,760	213,610	213,610
事業外費用	36,221	35,884	35,565	35,565
4 経常利益	374,050	375,634	400,288	356,958
特別利益	31,900	0	0	0
特別損失	71,900	40,000	40,000	40,000
5 税引前当期剰余金	334,050	335,634	360,288	316,958
法人税、住民税及び事業税	87,712	90,012	93,312	93,312
6 当期剰余金	246,338	245,622	266,976	223,646

第7 不良債権処理に関する方策

1. 基本的合意事項

今回合併する3JAにおいては、法令等に準拠し、リスク管理債権等の不良債権処理を進めております。

しかし、合併期日までに担保の処分が終わらない等、損害の額が確定しないため処理できないものについては、3JA相互で確認のうえ、合併後の新JAに引き継ぐこととします。

合併後においても、新JAの財務の健全化を図るため、引き続き不良債権の計画的処理を促進いたします。

2. 合併JAに引き継がれるリスク管理債権（令和7年3月末）

【貸出金】

（単位：千円）

JA \ 項目	破産更生債権 及びこれに 準ずる債権	危険債権	三月以上 延滞債権	貸出条件 緩和債権	合 計
JA に じ	102,021	27,281	0	0	129,303
JA み い	25,617	0	0	0	25,617
JA く る め	82,172	111,974	0	0	194,146
合 計	209,810	139,255	0	0	349,065

※ 「リスク管理債権」とは、貸出金のうち農協法施行規則（農林水産省令）により情報開示が求められる債権の総称をいう。

※ 表の数値については、各単位毎に四捨五入していますので、合計と内訳の計が一致しないことがあります。

3. 合併JAに引き継がれる貸倒引当金（令和7年3月末）

（単位：千円）

JA \ 項目	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合 計
J A に じ	19,237	36,997	56,234
J A み い	6,133	14,102	20,235
J A く る め	4,892	59,506	64,398
合 計	30,263	110,605	140,867

※ 貸倒引当金については、「資産査定基準」、「資産査定事務要領」に従い、3JAとも適正な引当を行っています。

※ 表の数値については、各単位毎に四捨五入していますので、合計と内訳の計が一致しないことがあります。

4. 不良債権の合併後の回収等に関する計画

(1) 回収等の方針

不良債権と認定したものについては、その処理方針等を定期的に理事会へ付議・報告を行い、JA 全体的な課題として処理を進めるとともに、的確な資産査定により償却・引当処理を進めていきます。

また、不良債権化を防ぐため管理・回収・審査の各機能を一層強化していきます。

(2) 管理体制等

- ① 合併 JA において固定した債権の管理を行う担当部署は経営企画部リスク管理課とし、当該部署の職員を中心として、各部署と連携を取りながら計画的・効率的に流動化に取り組めます。
- ② 固定した債権の回収状況等については、定期的に経営リスク管理委員会、理事会等に報告いたします。

報告事項（１） 合併に伴う存続組合となる久留米市農業協同組合の定款、諸規程の一部変更について

① 定款新旧対照表

新	旧
第 1 章 総 則 第 1 条 （略） （名称） 第 2 条 この組合は、<u>福岡久留米農業協同組合</u>という。 （地区） 第 3 条 この組合の地区は、久留米市（三潨町，城島町を除く），<u>小郡市，うきは市，大刀洗町</u>の区域とする。 （事務所） 第 4 条 この組合は，主たる事務所を<u>久留米市に置き，従たる事務所を久留米市（三潨町，城島町を除く），小郡市，うきは市，大刀洗町</u>に置く。 （公告の方法） 第 5 条 この組合の公告は，この組合の掲示場に掲示し，かつ，<u>電子公告によってこれをする。ただし，事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができないときは，筑後地区において発行する西日本新聞に掲載する方法によってこれをする。</u> <u>2 ～ 3</u> （略） 第 6 条 （略） 第 2 章 事 業 （事業） 第 7 条 この組合は，組合員のために次に掲げる事業を行う。 （1） ～ （22） （略） <u>（23） 簡易郵便局法の規定に基づく郵便窓口業務</u> <u>（24） ～ （39）</u> （略） 第 8 条 （略）	第 1 章 総 則 第 1 条 （略） （名称） 第 2 条 この組合は，<u>久留米市農業協同組合</u>という。 （地区） 第 3 条 この組合の地区は，久留米市（<u>田主丸町，北野町，三潨町，城島町を除く</u>）の区域とする。 （事務所） 第 4 条 この組合は，主たる事務所<u>及び従たる事務所を，久留米市（田主丸町，北野町，三潨町，城島町を除く）</u>に置く。 （公告の方法） 第 5 条 この組合の公告は，この組合の掲示場に掲示し，かつ，筑後地区において発行する西日本新聞に掲載する方法によってこれをする。 ②～③ （略） 第 6 条 （略） 第 2 章 事 業 （事業） 第 7 条 この組合は，組合員のために次に掲げる事業を行う。 1 ～ 22 （略） （追加） <u>23 ～ 38</u> （略） 第 8 条 （略）

新	旧
(員外利用) 第9条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第7条第1項第1号から第<u>38</u>号までの事業（第17号の事業を除く。）及びこれらに附帯する事業並びに同条第2項の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法（以下「法」という。）第10条第17項、第18項、第20項及び第22項に規定する範囲内とし、第7条第1項第2号、第<u>26</u>号、第<u>28</u>号及び第29号の事業の利用については、信用事業規程に定めるものに限るものとする。 (事業規程等) 第10条 第7条第1項第2号、第3号及び第<u>26</u>号から第<u>38</u>号までの事業並びにこれらに附帯する事業並びに第2項の事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるものとする。 第11条～第22条 (略) (出資義務) 第23条 組合員は、出資1口以上を持たなければならない。ただし、<u>5,000</u>口を超えることができない。 第24条～第27条 (略) (過怠金) 第28条 この組合は、組合員が出資払込み及び賦課金納入の義務をその期限までに履行しないときは、未払込金額又は未納金額につき年 <u>14.6</u> パーセントの割合で、その期限の翌日から履行の日までの日数によって計算した金額を過怠金として徴収することができる。 第5章 役 職 員 (役員の数) 第29条 この組合に、役員として理事<u>31</u>人及び監事<u>5</u>人を置く。 第30条～第33条 (略)	(員外利用) 第9条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第7条第1項第1号から第<u>37</u>号までの事業（第17号の事業を除く。）及びこれらに附帯する事業並びに同条第2項の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法（以下「法」という。）第10条第17項、第18項、第20項及び第22項に規定する範囲内とし、第7条第1項第2号、第<u>25</u>号、第<u>27</u>号及び第28号の事業の利用については、信用事業規程に定めるものに限るものとする。 (事業規程等) 第10条 第7条第1項第2号、第3号及び第<u>25</u>号から第<u>37</u>号までの事業並びにこれらに附帯する事業並びに第2項の事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるものとする。 第11条～第22条 (略) (出資義務) 第23条 組合員は、出資1口以上を持たなければならない。ただし、<u>3,000</u>口を超えることができない。 第24条～第27条 (略) (過怠金) 第28条 この組合は、組合員が出資払込み及び賦課金納入の義務をその期限までに履行しないときは、未払込金額又は未納金額につき年 <u>18.25</u> パーセントの割合で、その期限の翌日から履行の日までの日数によって計算した金額を過怠金として徴収することができる。 第5章 役 職 員 (役員の数) 第29条 この組合に、役員として理事<u>17</u>人及び監事<u>4</u>人を置く。 第30条～第33条 (略)

新	旧
(役付理事) 第34条 理事のうち1人を組合長とし、理事会の決議により第12条第2項第1号又は第2号に該当する正組合員である理事のうちから選任する。 2 副組合長は、必要に応じ、理事会の決議により第12条第2項第1号又は第2号に該当する正組合員である理事のうちから選任することができる。 3 専務理事及び常務理事は、必要に応じ、理事会の決議により第29条第3項に規定する理事のうちから選任することができる。 4 会長は非常勤とし、理事が農業協同組合中央会又は農業協同組合連合会の常勤役員に就任する場合は、理事会の決議により選任する。 5 組合長は常勤とし、組合の業務を統括する。 6 副組合長は常勤とし、組合長を補佐してこの組合の業務を処理し、組合長に事故あるときはその職務を代理する。 7 専務理事は常勤とし、組合長及び副組合長を補佐してこの組合の業務を処理し、組合長及び副組合長に事故あるときはその職務を代理する。 8 常務理事は常勤とし、組合長、副組合長及び専務理事を補佐してこの組合の業務を処理し、あらかじめ理事会の決議により定めた順位に従い、組合長、副組合長及び専務理事に事故あるときはその職務を代理する。 第35条～第39条 (略) (総会の招集手続) 第40条 総会を招集する場合には、理事会の決議により、次に掲げる事項を定めなければならない。 2～4 (略) 5 第3項の総会参考書類に記載すべき事項又は第4項の決算関係書類に表示すべき事項にかかる情報のうち特定のものについては、農林水産省令で定めるところにより、書面による提供に代えて、インターネットを利用する方法で開示することにより、正組合員に対し提供することができる。	(役付理事) 第34条 理事のうち1人を組合長とし、理事会の決議により第12条第2項第1号又は第2号に該当する正組合員である理事のうちから選任する。 (追加) ② 専務理事及び常務理事は、必要に応じ、理事会の決議により第29条第3項に規定する理事のうちから選任することができる。 ③ 会長は非常勤とし、理事が農業協同組合中央会又は農業協同組合連合会の常勤役員に就任する場合は、理事会の決議により選任する。 ④ 組合長は常勤とし、組合の業務を統括する。 (追加) ⑤ 専務理事は常勤とし、組合長を補佐してこの組合の業務を処理し、組合長に事故あるときはその職務を代理する。 ⑥ 常務理事は常勤とし、組合長及び専務理事を補佐してこの組合の業務を処理し、あらかじめ理事会の決議により定めた順位に従い、組合長及び専務理事に事故あるときはその職務を代理する。 第35条～第39条 (略) (総会の招集手続) 第40条 総会を招集する場合には、理事会の決議により、次に掲げる事項を定めなければならない。 ②～④ (略) (追加)

新	旧
第 41 条～第 51 条 (略)	第 41 条～第 51 条 (略)
第 7 章 総代会 (総代会)	第 7 章 総代会 (総代会)
第 52 条 この組合は、総会に代わるべき総 代会を設けるものとする。	第 52 条 この組合は、総会に代わるべき総 代会を設けるものとする。
<u>2</u> ～ <u>3</u> (略)	②～③ (略)
<u>4</u> 総代の定数は、 <u>535</u> 人とする。	④ 総代の定数は、 <u>546</u> 人とする。
第 53 条～第 56 条 (略)	第 53 条～第 56 条 (略)
(理事会の決議事項)	(理事会の決議事項)
第 57 条 次に掲げる事項は、理事会におい てこれを決する。	第 57 条 次に掲げる事項は、理事会におい てこれを決する。
(1) ～ (3) (略)	1 ～ 3 (略)
(4) 1 件当たり 5,000 万円以上 1 億円未満の 固定資産の取得又は処分に関する事項	4 固定資産の取得又は処分に関する事項
(5) 1 件当たり 5,000 万円以上 1 億円未満の リース取引による固定資産の賃借に関する 事項	5 リース取引による固定資産の賃借に関す る事項
(6) ～ (26) (略)	6 ～ 26 (略)
<u>2</u> ～ <u>5</u> (略)	②～⑤ (略)
第 58 条～第 66 条 (略)	第 58 条～第 66 条 (略)
(任意積立金)	(特別積立金)
第 67 条 (略)	第 67 条 (略)
第 68 条～第 72 条 (略)	第 68 条～第 72 条 (略)

附 則

1. この定款の変更は、令和 8 年 4 月 1 日（行政庁の認可がこの日以後に行われたときは、その認可があった日）から適用する。
2. 前項にかかわらず、第 29 条の変更は、令和 12 年 6 月の役員改選より適用することとし、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 6 月の通常総代会までの期間は理事 56 人、監事 14 人、令和 9 年 6 月の通常総代会から令和 12 年 6 月の通常総代会までの期間は、理事 33 人、監事 5 人とする。
3. この定款で規定する副組合長についての定めは、令和 12 年 6 月の通常総代会終了の時までとする。
4. 第 37 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、令和 8 年 4 月 1 日に就任した役員の任期については、令和 9 年 6 月の通常総代会終了の時までとする。
5. 第 53 条の規定にかかわらず、令和 7 年 10 月の臨時総代会開催日現在で現任であるものの任期は、令和 8 年 3 月 31 日までとする。

② 定款附属書役員選任規程新旧対照表

新	旧																																																												
第1条～第2条（略）	第1条～第2条（略）																																																												
（通知）	（通知）																																																												
第3条 役員の選任に係る総会の招集通知には、各候補者の氏名，生年月日，略歴及び所信その他農林水産省令で定める事項を記載し，又はこれらの事項を記載した書類を交付しなければならない。	第3条 役員の選任に係る総会の招集通知には、各候補者の氏名，生年月日，略歴及び所信その他農林水産省令で定める事項を記載し，又はこれらの事項を記載した書類を交付しなければならない。																																																												
2 前項の書類に記載すべき事項にかかる情報のうち特定のものについては，農林水産省令で定めるところにより，書面による交付に代えて，インターネットを利用する方法で開示することにより，正組合員に対し提供することができる。	（追加）																																																												
（選任議案）	（選任議案）																																																												
第4条 役員の選任に関する議案は，組合長がこれを総会に提出する。	第4条 役員の選任に関する議案は，組合長がこれを総会に提出する。																																																												
2～3（略）	②～③																																																												
4 前項の規定にかかわらず別表に定める青年を代表する者及び女性を代表する者として選出された委員は，正組合員と同一の世帯に属する者をもってあてることができる。	④ 前項の規定にかかわらず別表に定める女性部を代表する者として選出された委員は，正組合員と同一の世帯に属する者をもってあてることができる。																																																												
別表	別表																																																												
<table><tr><th>地区・組織の名称</th><th>地区の範囲</th><th>推薦委員数</th></tr><tr><td>東地区</td><td>東部地区一円</td><td>2</td></tr><tr><td>北地区</td><td>北部地区一円</td><td>1</td></tr><tr><td>南地区</td><td>南部地区一円</td><td>1</td></tr><tr><td>西地区</td><td>西部地区一円</td><td>2</td></tr><tr><td>浮羽地区</td><td>浮羽地区一円</td><td>2</td></tr><tr><td>吉井地区</td><td>吉井地区一円</td><td>2</td></tr><tr><td>田主丸地区</td><td>田主丸地区一円</td><td>2</td></tr><tr><td>北野地区</td><td>北野地区一円</td><td>2</td></tr><tr><td>小郡地区</td><td>小郡地区一円</td><td>2</td></tr></table>	地区・組織の名称	地区の範囲	推薦委員数	東地区	東部地区一円	2	北地区	北部地区一円	1	南地区	南部地区一円	1	西地区	西部地区一円	2	浮羽地区	浮羽地区一円	2	吉井地区	吉井地区一円	2	田主丸地区	田主丸地区一円	2	北野地区	北野地区一円	2	小郡地区	小郡地区一円	2	<table><tr><th>地区・組織の名称</th><th>地区の範囲</th><th>推薦委員数</th></tr><tr><td>東地区</td><td>東部地区一円</td><td>3</td></tr><tr><td>北地区</td><td>北部地区一円</td><td>3</td></tr><tr><td>南地区</td><td>南部地区一円</td><td>3</td></tr><tr><td>西地区</td><td>西部地区一円</td><td>3</td></tr><tr><td>（追加）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>（追加）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>（追加）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>（追加）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>（追加）</td><td></td><td></td></tr></table>	地区・組織の名称	地区の範囲	推薦委員数	東地区	東部地区一円	3	北地区	北部地区一円	3	南地区	南部地区一円	3	西地区	西部地区一円	3	（追加）			（追加）			（追加）			（追加）			（追加）		
地区・組織の名称	地区の範囲	推薦委員数																																																											
東地区	東部地区一円	2																																																											
北地区	北部地区一円	1																																																											
南地区	南部地区一円	1																																																											
西地区	西部地区一円	2																																																											
浮羽地区	浮羽地区一円	2																																																											
吉井地区	吉井地区一円	2																																																											
田主丸地区	田主丸地区一円	2																																																											
北野地区	北野地区一円	2																																																											
小郡地区	小郡地区一円	2																																																											
地区・組織の名称	地区の範囲	推薦委員数																																																											
東地区	東部地区一円	3																																																											
北地区	北部地区一円	3																																																											
南地区	南部地区一円	3																																																											
西地区	西部地区一円	3																																																											
（追加）																																																													
（追加）																																																													
（追加）																																																													
（追加）																																																													
（追加）																																																													

新			旧		
<u>大刀洗地区</u>	<u>大刀洗地区一円</u>	<u>2</u>	(追加)		
<u>青年</u>	<u>旧にじ全地区</u>	<u>1</u>	(追加)		
	<u>旧みい全地区</u>	<u>1</u>			
	<u>旧くるめ全地区</u>	<u>1</u>			
<u>女性</u>	<u>旧にじ全地区</u>	<u>2</u>	<u>女性部</u>	<u>全 地 区</u>	<u>1</u>
	<u>旧みい全地区</u>	<u>2</u>			
	<u>旧くるめ全地区</u>	<u>2</u>			
合 計		27	合 計		<u>13</u>

附 則

1. この定款の変更は、令和8年4月1日（行政庁の認可がこの日以後に行われたときは、その認可があった日）から適用する。
2. 第1条第1項の規定にかかわらず、令和8年4月1日に就任する役員の選任は、令和8年2月開催の臨時総代会においてこれを行う。
3. 附則第1項にかかわらず、前項の選任にかかる役員候補者の決定は、合併に伴う定款変更後の第4条第3項で定める別表の区域により推薦手続を行う。

③ 定款附属書総代選挙規程新旧対照表

新			旧		
別表			別表		
選挙区の名称	選挙区の範囲	総代数	選挙区の名称	選挙区の範囲	総代数
東地区	山川地区一円	<u>53</u>	東地区	山川地区一円	<u>168</u>
	山本地区一円			山本地区一円	
	草野地区一円			草野地区一円	
	善導寺地区一円			善導寺地区一円	
	大橋地区一円			大橋地区一円	
北地区	東櫛原地区一円	<u>31</u>	北地区	東櫛原地区一円	<u>96</u>
	小森野地区一円			小森野地区一円	
	合川地区一円			合川地区一円	
	宮ノ陣地区一円			宮ノ陣地区一円	
南地区	御井地区一円	<u>28</u>	南地区	御井地区一円	<u>87</u>
	上津地区一円			上津地区一円	
	高良内地区一円			高良内地区一円	
	国分地区一円			国分地区一円	
西地区	鳥飼地区一円	<u>62</u>	西地区	鳥飼地区一円	<u>195</u>
	長門石地区一円			長門石地区一円	
	安武地区一円			安武地区一円	
	荒木地区一円			荒木地区一円	
	大善寺地区一円			大善寺地区一円	
<u>浮羽地区</u>	<u>御幸地区一円</u>	<u>59</u>	(追加)		
	<u>姫治地区一円</u>				
	<u>大石地区一円</u>				
	<u>山春地区一円</u>				
<u>吉井地区</u>	<u>千年地区一円</u>	<u>56</u>	(追加)		
	<u>福富地区一円</u>				
	<u>吉井地区一円</u>				
	<u>江南地区一円</u>				
<u>田主丸地区</u>	<u>船越地区一円</u>	<u>92</u>	(追加)		
	<u>水分地区一円</u>				
	<u>田主丸地区一円</u>				
	<u>竹野地区一円</u>				
	<u>川会地区一円</u>				
	<u>柴刈地区一円</u>				
	<u>水縄地区一円</u>				

新			旧		
<u>北野地区</u>	<u>弓削地区一円</u>	<u>46</u>	(追加)		
	<u>北野地区一円</u>				
	<u>大城地区一円</u>				
	<u>金島地区一円</u>				
<u>小郡地区</u>	<u>小郡地区一円</u>	<u>62</u>	(追加)		
	<u>三国地区一円</u>				
	<u>立石地区一円</u>				
	<u>御原地区一円</u>				
	<u>味坂地区一円</u>				
	<u>津古地区一円</u>				
<u>大刀洗地区</u>	<u>大堰地区一円</u>	<u>46</u>	(追加)		
	<u>大刀洗地区一円</u>				
	<u>本郷地区一円</u>				
	<u>菊池地区一円</u>				
合 計		<u>535</u>	合 計		<u>546</u>

附 則

1. この定款の変更は、令和8年4月1日（行政庁の認可がこの日以後に行われたときは、その認可があった日）から適用する。
2. 第2条第1項の規定にかかわらず、合併後最初の総代選挙は、合併日から30日以内に行うものとする。

④ 信用事業規程新旧対照表

新	旧
第1 事業の種類 1～14 (略) 15 次に掲げる登録金融機関業務 (1) 国債等に係る金融商品取引法第33条第2項第1号に掲げる行為(7により行う事業を除く。) (2) <u>金融商品取引法第33条第2項第2号に掲げる有価証券(短期投資法人債等を除く。)</u> に係る同号に掲げる行為	第1 事業の種類 1～14 (略) 15 次に掲げる登録金融機関業務 (1) 国債等に係る金融商品取引法第33条第2項第1号に掲げる行為(7により行う事業を除く。) (追加)

附 則

1. この規程の変更は、令和8年4月1日(行政庁の承認がこの日以後に行われたときは、その承認があった日)から適用する。

⑤ 宅地等供給事業実施規程新旧対照表

新	旧
(事業の実施) 第5条 この組合の行う宅地等供給事業は第2条第1号の事業を主たる事業とする。 2 この組合は、次に掲げる場合に該当する場合に限り第2条第2号又は第3号の事業を行うことができる。 (1) この組合が<u>総（代）会</u>の決議を経て定めた開発計画に基づき前条第1項の地区内の農地等につき住宅用地、工場用地等の造成その他区画形質の変更の事業を行うため転用相当農地等を借り入れ又は買い入れる場合 (2)～(3) (略) 3 (略) 4 この組合は、第2項第1号の開発計画の設定その他宅地等供給事業に関しては<u>県及び市、町</u>の都市計画、住宅、宅地、農業等の担当部局と連絡協調を図るものとし、<u>県及び市、町</u>の建設に関する基本構想、都市計画法による都市計画、農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画その他の土地利用に関する計画と調和が保たれるよう留意するものとする。	(事業の実施) 第5条 この組合の行う宅地等供給事業は第2条第1号の事業を主たる事業とする。 2 この組合は、次に掲げる場合に該当する場合に限り第2条第2号又は第3号の事業を行うことができる。 (1) この組合が<u>総会</u>の決議を経て定めた開発計画に基づき前条第1項の地区内の農地等につき住宅用地、工場用地等の造成その他区画形質の変更の事業を行うため転用相当農地等を借り入れ又は買い入れる場合 (2)～(3) (略) 3 (略) 4 この組合は、第2項第1号の開発計画の設定その他宅地等供給事業に関しては<u>県及び久留米市</u>の都市計画、住宅、宅地、農業等の担当部局と連絡協調を図るものとし、<u>県及び久留米市</u>の建設に関する基本構想、都市計画法による都市計画、農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画その他の土地利用に関する計画と調和が保たれるよう留意するものとする。

附 則

1. この規程の変更は、令和8年4月1日（行政庁の承認がこの日以後に行われたときは、その承認があった日）から適用する。

⑥ 農業経営受託規程新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 この規程は、定款第2条の規定に基づき、この組合が組合員の委託を受けて行う農業の経営（以下「受託農業経営」という。）の事業について、必要な事項を定め、受託農業経営の事業の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。 (受託農業経営に係る損益の帰属及び委託者ごとの算出方法) 第13条 受託農業経営に係る損益は委託者に帰属するものとし、この組合は受託農業経営に係る損益を、受託農業経営に係る作目ごとに次に掲げる算式により計算するものとする。 $\begin{array}{l} \text{総販売額} \\ \text{(共済金等を} \\ \text{含む)} \times \frac{\text{当該委託者の委託農業経営に係る農地の基準収量により算定した当該委託者の収量の合計}}{\text{基準収量により算定した受託農業経営に係る収量の合計}} \\ - \text{当該委託者の委託農業経営に係る基準} \\ \text{経費により算定した当該委託者の経費の合計} \end{array}$ (運営協議会) 第15条 この組合は、受託農業経営の事業の適正かつ円滑な運営を確保するため、委託者、農業改良普及所、市、町、農業委員会、土地改良区等からなる受託農業経営事業運営協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。	(目的) 第1条 この規程は、久留米市農業協同組 定款第2条の規定に基づき、この組合が組合員の委託を受けて行う農業の経営（以下「受託農業経営」という。）の事業について、必要な事項を定め、受託農業経営の事業の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。 (受託農業経営に係る損益の帰属及び<u>損益の</u>委託者ごとの算出方法) 第13条 受託農業経営に係る損益は委託者に帰属するものとし、この組合は受託農業経営に係る損益を、受託農業経営に係る作目ごとに次に掲げる算式により計算するものとする。 $\begin{array}{l} \text{総販売額} \\ \text{(共済金等を} \\ \text{含む)} \times \frac{\text{当該委託者の委託農業経営に係る農地の基準収量により算定した当該委託者の収量の合計}}{\text{基準収量により算定した受託農業経営に係る収量の合計}} \\ - \text{当該委託者の委託農業経営に係る基準} \\ \text{経費により算定した当該委託者の経費の合計} \end{array}$ (運営協議会) 第15条 この組合は、受託農業経営の事業の適正かつ円滑な運営を確保するため、委託者、農業改良普及所、市、農業委員会、土地改良区等からなる受託農業経営事業運営協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

附 則

1. この規程の改正は、令和8年4月1日から適用する。

みんなの役割

お互いの役割を 確認し、協同の力を 発揮しましょう

役員の役割

- 組合員の意思を尊重し、常に組合員の組合として運営されるよう力を尽くします。
- 組合員組織の自主性を尊重し、組織相互間の摩擦を除き、協調をはかります。
- 組合員に組合の方針、計画を適切に伝えます。
- 誠実を第一とし、組合員の利益を優先します。
- 出身地区の組合員でなく、組合員全体の代表として行動します。
- 組合に直接関係ない他団体役員の兼職は原則として避け、組合運営に専念します。
- 職員の立場を十分に尊重し、共に励まします。
- 組合の事業、施設を率先して利用します。
- 組合と競合関係にある事業には関わり合いません。
- 会合には遅れずに出席し、みんなの時間をむだにしません。

表紙の写真

JAみい134年のあゆみ

左上から右回り

合併準備印式

農協マークからJAマークへ

青色申告会設立総会

経済センター開設

大刀洗中央支所新築

やすらぎ会館しらゆり竣工式

園芸流通センター開設

直売所「めぐみの里」開設

TPP反対を訴える県青協委員

北野中央支店新築

農林水産大臣へ復興支援要請

第28回ふるさと農業まつり

本店前モニュメント

平成2年11月

平成4年4月

平成6年5月

平成10年12月

平成15年1月

平成15年9月

平成17年7月

平成17年7月

平成22年10月

平成28年2月

令和元年8月

令和元年11月

昭和51年7月～

裏表紙

・「福岡県SDGs登録制度」ロゴマーク

JAみいは、SDGsに積極的に取り組む福岡県内の企業や団体を県が広く公表し、SDGsへの貢献を「見える化」する「福岡県SDGs登録制度」に登録しました。これからも、SDGsの達成に向けた具体的な取り組みを推進します。

組合員の役割

- 組織の役員や世話係には、すすんで協力します。
- 組合の施設は、自分のものと同様に大切にします。
- みんなで決めた申し合わせは、守ります。
- 会合には遅れずに出席し、みんなの時間をむだにしません。
- 協同の力で、仲間同士助け合います。
- 組合のあらゆる問題についてすすんで発言し、建設的に提言します。
- 家族ぐるみで組合事業に参加し、積極的に利用します。
- 生産組合組織や業種組織の活動にすすんで参加し、組織を強化します。
- 研修会や講習会にはすすんで出席し、協同意識をつちかいます。
- 仲間づくりにつとめ、協同の輪を広げます。

職員の役割

- 協同組合の理念をよく理解し、協同活動を推進します。
- 組合員との対話を深め、その意思反映と、信頼関係の向上につとめます。
- 事業の方針や内容をよく理解し、目的達成に励みます。
- お互いの連絡と協調をよくし、正確で効率のよい仕事をします。
- 常に研鑽に務め、職務に必要な知識、技能の向上をはかります。
- 明るく、礼儀正しく、親切な態度で対応します。
- 規律を守り、時間を大切に、誠実に行動します。
- 健康管理に努め、意欲と責任感をもって業務に取り組めます。
- 組合の施設を大切に、常に整理整頓に努めます。
- 組合の事業を率先して利用します。



令和4年7月20日 商標登録



JAみいは「福岡県SDGs登録制度」の登録事業者です。



本 店	福岡県小都市大板井267番地1	TEL (0942) 72-2141	FAX 73-1426
営 農 セ ン タ ー	福岡県久留米市北野町今山856番地	TEL (0942) 78-3035	FAX 78-7008
経済センター小郡本店	福岡県小郡市稲吉449番地1	TEL (0942) 73-0383	FAX 41-2746

北野中央支店	78-3213	弓削給油所	78-3715	土づくりセンター	72-8612
営農経済課	78-3799	北野給油所	78-3221	青色申告会	78-7755
小郡中央支店	72-4444	大城給油所	78-3091	やすらぎ会館しらゆり	23-8111
営農経済課	72-1000	大堰給油所	77-1432	やすらぎ会館こすもす	23-1100
大刀洗中央支店	77-0031	園芸流通センター	23-1710	やすらぎ会館みつさわ	41-7011
営農経済課	77-0045	北野パッキングセンター	78-2136	めぐみの里	72-8866
経済センター弓削店	78-3041	大刀洗集出荷場	77-0700		
経済センター大城店	78-3091	吹上カントリー	73-1584		
経済センター大堰店	77-1432	八坂カントリー	73-3765		
生産資材課	72-2333	北野カントリー	78-7868		
生活課	72-2016	大刀洗カントリー	77-1779		
農機燃料センター	77-0100	大豆調製施設	72-1996	(Aコープ大刀洗店	77-2661)